

# 那須塩原市 子ども・子育て未来プラン(仮称)

みんなで作ろう 子どもの未来



平成 27 年 3 月

那 須 塩 原 市



# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	
1 計画策定の背景と趣旨.....	
2 計画の位置づけ.....	
3 計画の期間.....	
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状.....	
1 統計からみた本市の現状.....	
(1) 人口の推移.....	
(2) 出生の動向.....	
(3) 婚姻の動向.....	
(4) 女性の就業状況.....	
(5) 人口推計.....	
2 子育て支援サービスなどの現状.....	
(1) 保育園などの状況.....	
(2) 子育て支援サービスの状況.....	
(3) 幼稚園の状況.....	
(4) 小学校・中学校の状況.....	
(5) 障害児通園施設の状況.....	
3 ニーズ調査結果からわかる現状.....	
(1) 子どもの育ちをめぐる環境.....	
(2) 保護者などの就労の状況.....	
(3) 教育・保育の利用状況と利用意向.....	
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方.....	
(5) 育児休業を取得していない理由.....	
4 次世代育成支援行動計画の進捗状況.....	
(1) 特定事業の進捗状況.....	
(2) 特定事業以外の主な事業の状況.....	
第3章 計画の基本的な考え方.....	

- 1 計画の基本理念.....
- 2 基本的な視点.....
- 3 計画の基本方針.....
- 4 計画の体系.....

#### 第4章 施策の展開.....

##### 基本方針 1 子どもを社会で育てる意識づくり.....

- 1 教育・保育サービスの充実.....
- 2 地域における子ども・子育て支援サービスの充実.....
- 3 子育て支援のネットワークづくり.....
- 4 子どもの健全育成.....
- 5 地域における人材育成（新規）.....

##### 基本方針 2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援.....

- 1 児童虐待防止対策.....
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....
- 3 支援児施策の充実.....

##### 基本方針 3 母子保健事業の充実.....

- 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実.....
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実.....
- 3 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり.....
- 3 食育の推進.....
- 4 小児医療等の充実.....
- 5 不妊治療対策.....

##### 基本方針 4 仕事と家庭生活の両立の支援.....

- 1 働き方の見直しに関する意識啓発.....
- 2 仕事と子育ての両立支援の推進.....

##### 基本方針 5 教育環境の整備.....

- 1 次代の親の育成.....
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備.....
- 3 家庭や地域の教育力の向上.....
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....

##### 基本方針 6 子育てにやさしい生活環境の整備.....

- 1 安心して外出できる環境の整備.....
- 2 子どもたちの安全の確保.....

## 第5章 子ども・子育て支援事業の推進.....

- 1 教育・保育提供区域の設定.....
- 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....
  - (1) 幼稚園・認定こども園（1号及び認定、3～5歳児）.....
  - (2) 保育園など（2号認定、3～5歳児）.....
  - (3) 保育園など（3号認定、0～2歳児）.....
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....
  - (1) 利用者支援事業.....
  - (2) 地域子育て支援拠点事業.....
  - (3) 妊婦健康診査.....
  - (4) 乳児家庭全戸訪問事業.....
  - (5) ー1 養育支援訪問事業.....
  - (5) ー2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）.....
  - (6) 子育て短期支援事業.....
  - (7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）.....
  - (8) 一時預かり事業.....
  - (9) 延長保育事業.....
  - (10) 病児・病後児保育事業.....
  - (11) 放課後児童健全育成事業.....
  - (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....
  - (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....
- 4 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保.....
  - (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....
  - (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性.....
  - (3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携方策.....
  - (4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策.....
  - (5) 市町村間及び県との間の連携方策.....
- 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....

第6章 計画の推進体制と進捗管理 .....	
1 計画の推進体制 .....	
2 計画の点検・評価などの進捗管理 .....	

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

現在、わが国では出生率の低下に伴い、少子化が急速に進んでいます。平成24年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2060年には、0～14歳の年少人口が、現在の半分以下の800万人を割るものと推計しています。

子どもは、社会の希望であり、未来を創り、担う存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、平成17年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画）、平成22年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、多くの待機児童（入園待ち児童）が生じていることや、児童虐待、特別な支援を必要とする子どもの増加等が問題となっています。

このような現状や課題に対応し、安心して子どもを産み、育てたいという希望がかなう社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。

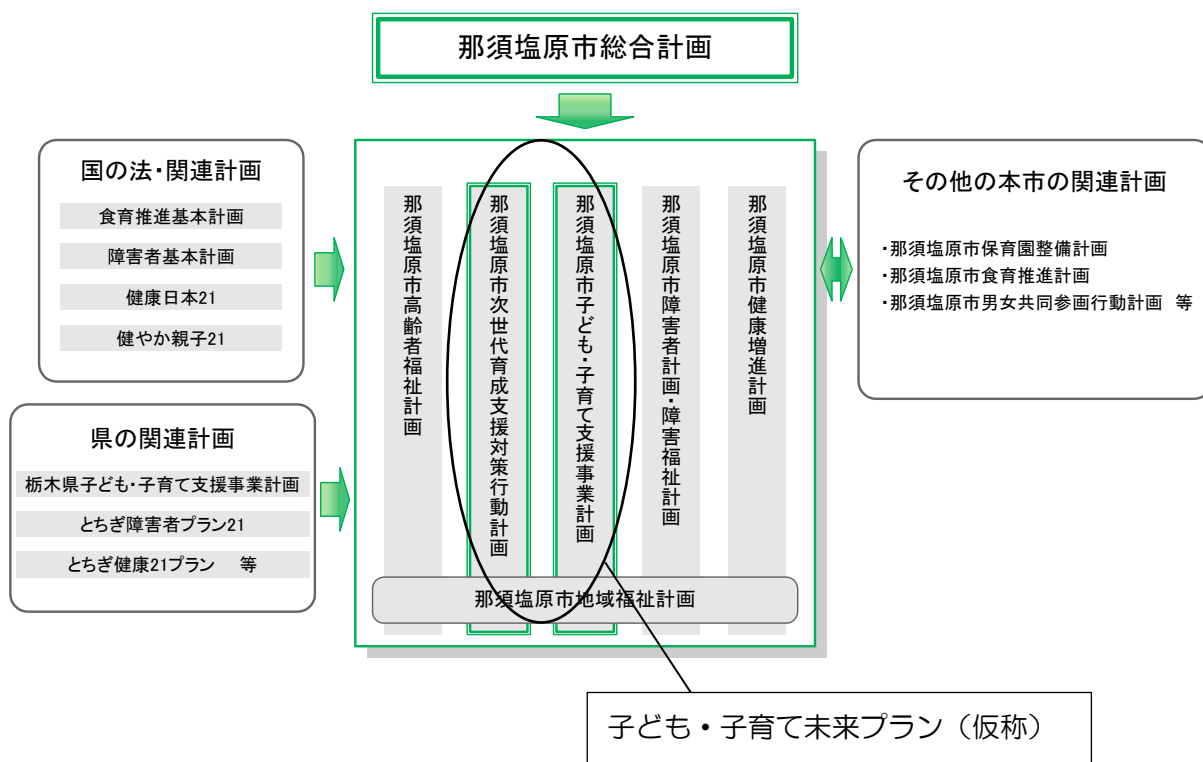
子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本として、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。また、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、本市では、全ての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に responding していくために「那須塩原市子ども・子育て未来プラン（仮称）」を策定します。

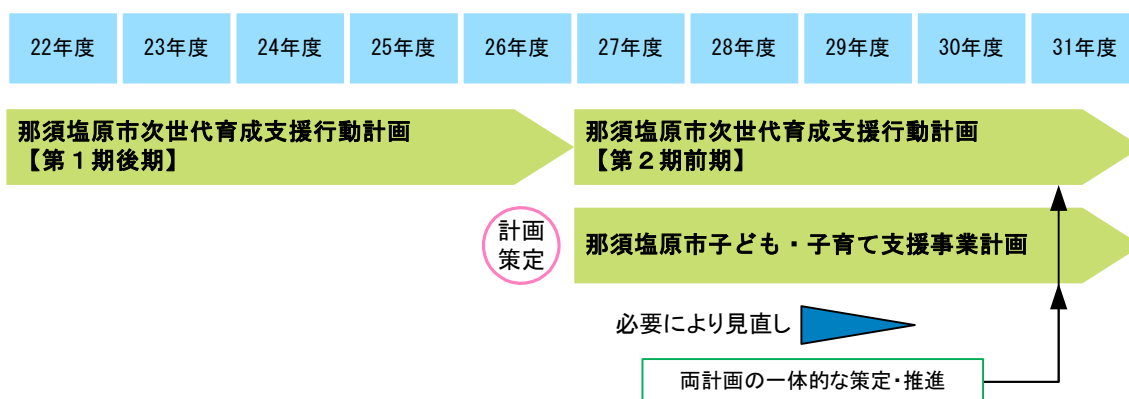
## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「那須塩原市総合計画」に基づく部門別計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの那須塩原市次世代育成支援行動計画に位置づけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援事業にする事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



## 3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。





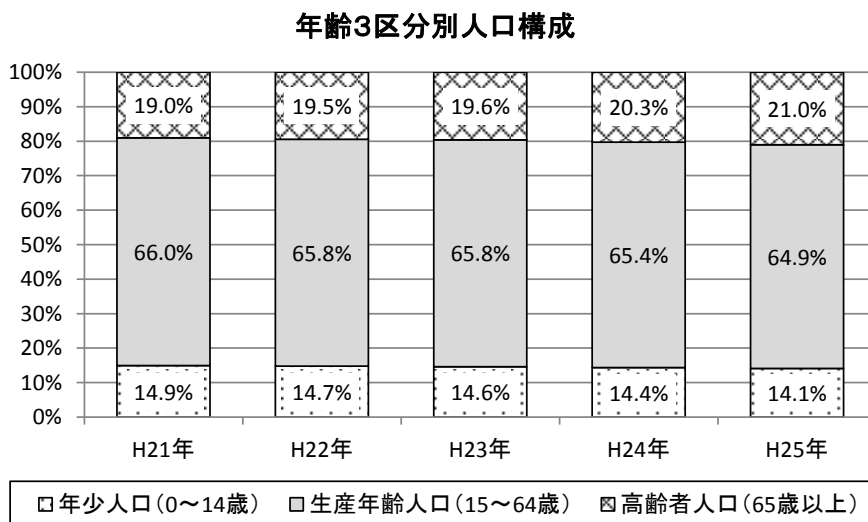
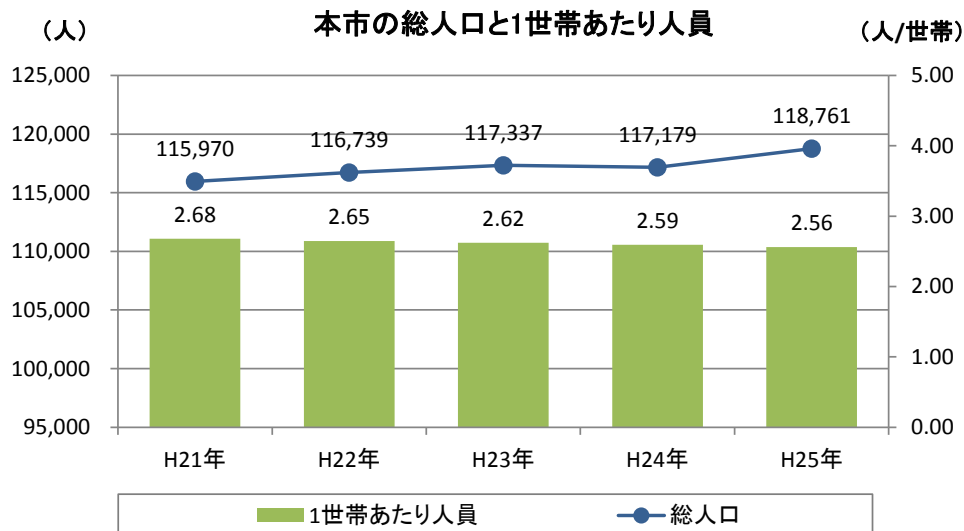
## 第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

### 1 統計からみた本市の現状

#### (1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 22 年から平成 26 年にかけて増加傾向で推移し、平成 25 年 3 月 31 日現在は、平成 21 年と比べ 2,791 人増加の 118,761 人となっています。

また、年齢 3 区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14 歳）は、平成 25 年時点で 16,735 人（総人口の 14.1%）となっており、平成 22 年と比べると 577 人減少しています。

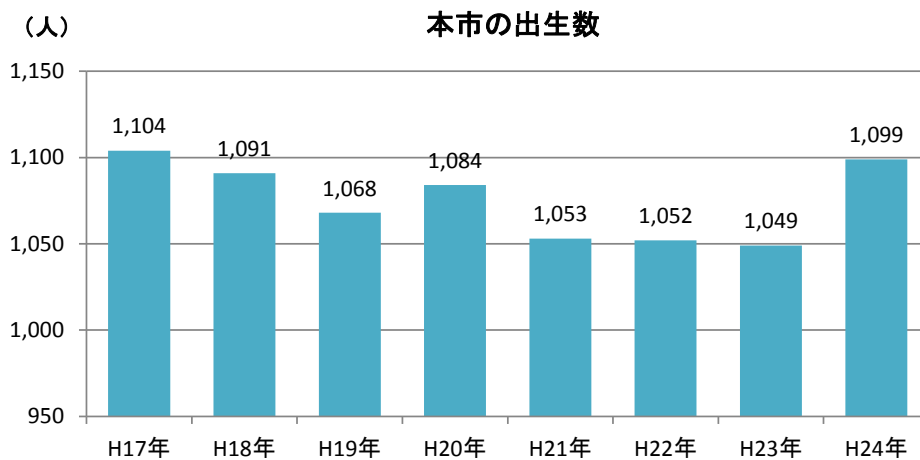


資料：栃木県 住民基本台帳年報（各年 3 月 31 日現在）

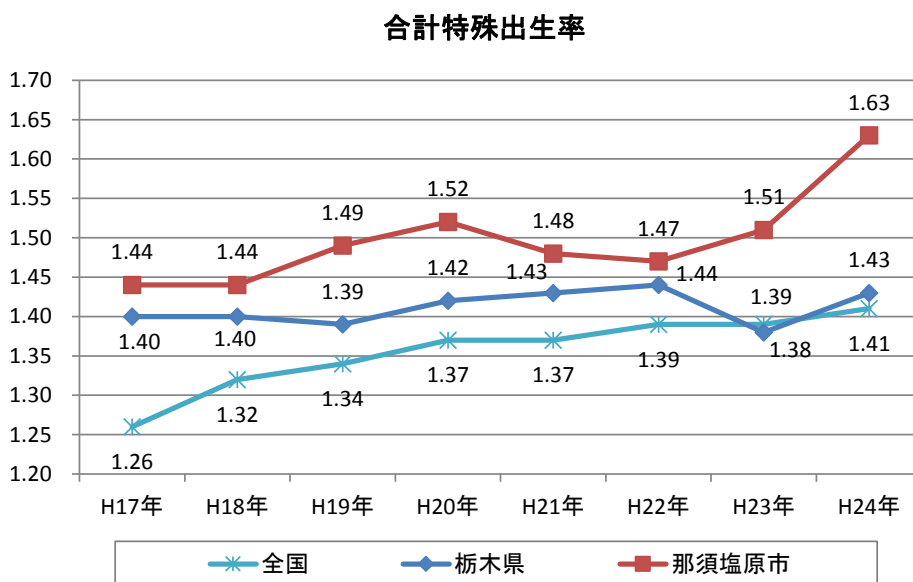
## (2) 出生の動向

本市の出生数は、平成 17 年から平成 23 年にかけて減少傾向で推移していましたが、平成 24 年には増加し、平成 17 年の水準まで回復しています。

また、合計特殊出生率※は、出生数が減少傾向の中、平成 21 年から平成 22 年にかけて一旦減少したものの、全体的には増加基調で推移しており、平成 24 年では 1.63 と大きく伸びています。全国や県の平均値と比較すると、いずれも上回っている状況で推移しています。



資料：栃木県保健統計年報

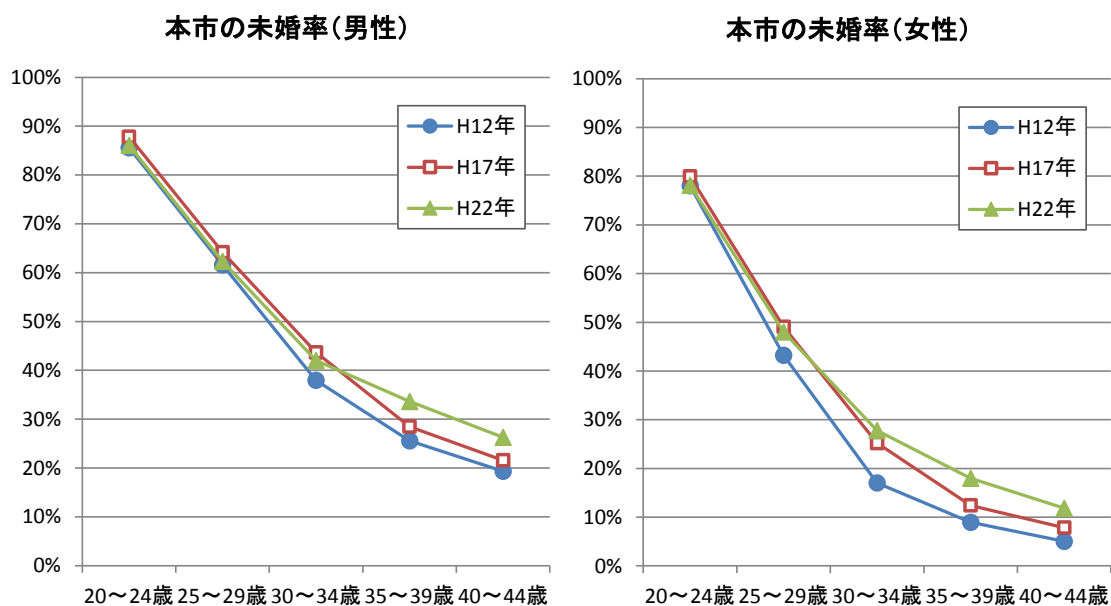


資料：栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

### (3) 婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成 12 年から平成 22 年にかけて 30 歳以降の男女ともに上昇傾向で推移しています。40～44 歳の男性をみると、平成 12 年の 19.4%から 6.9 ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成 12 年の 5.0%から 6.8 ポイント上昇しています。



男性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	85.6%	61.6%	37.9%	25.6%	19.4%
H17 年	87.8%	64.2%	43.7%	28.5%	21.6%
H22 年	86.1%	62.4%	42.0%	33.6%	26.3%

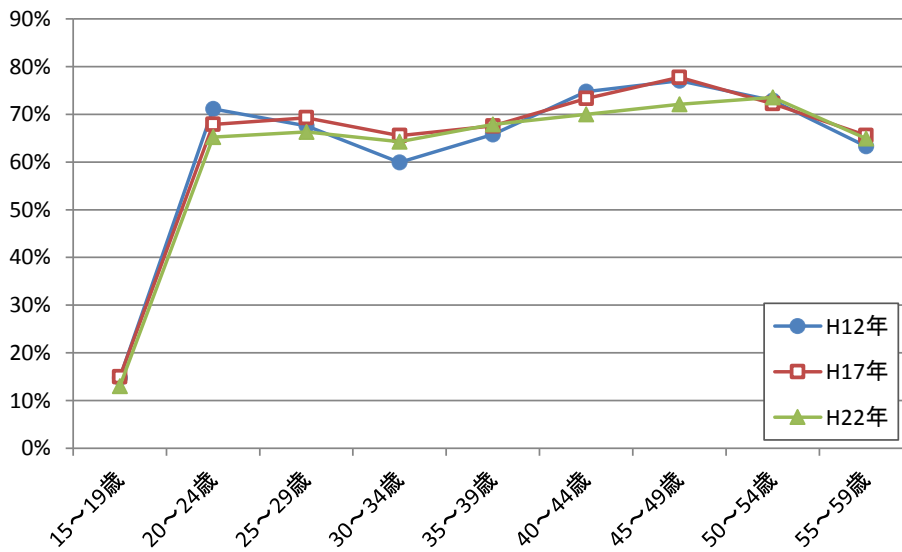
女性	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
H12 年	78.0%	43.2%	17.0%	9.0%	5.0%
H17 年	79.9%	49.1%	25.2%	12.4%	7.8%
H22 年	78.1%	48.0%	27.8%	18.0%	11.8%

資料：国勢調査（H12 年は合併前の合計値）

#### (4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、平成12年及び平成17年には、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。平成22年は、30～34歳の就業率はこれまでのものとほぼ同程度になっている一方で、40歳～49歳の就業率がこれまでより減少しています。

本市の女性の就業率

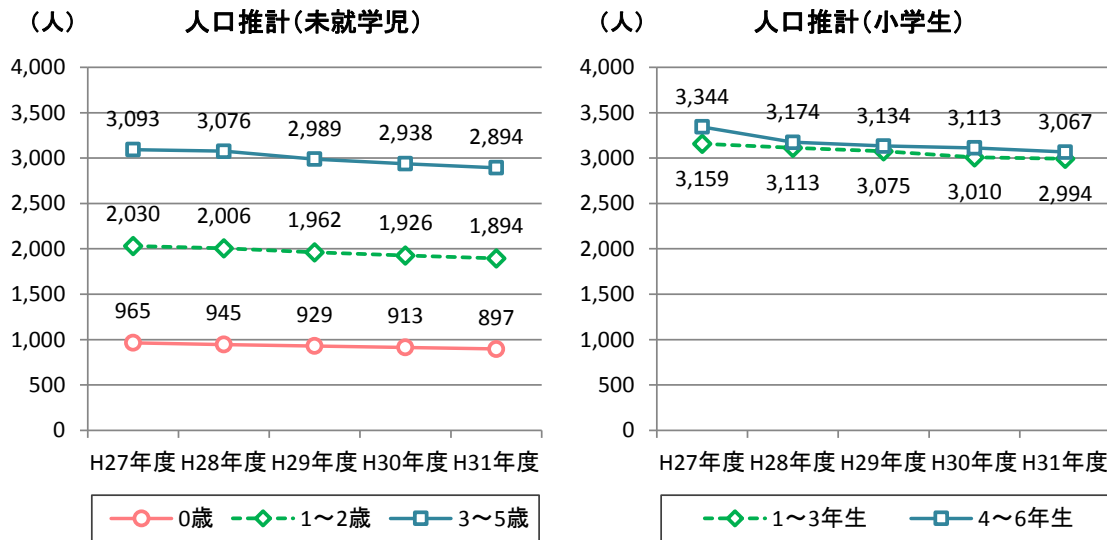


	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
H12年	14.8%	71.1%	67.6%	59.9%	65.8%	74.7%	77.1%	72.9%	63.3%
H17年	15.0%	67.9%	69.3%	65.6%	67.6%	73.3%	77.8%	72.2%	65.6%
H22年	13.0%	65.3%	66.3%	64.3%	67.9%	70.0%	72.1%	73.6%	65.0%

資料：国勢調査（H12年は合併前の合計値）

## (5) 人口推計

本市の未就学児と小学生の平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少傾向で推移すると予測されます。0 歳児をみると平成 31 年には 897 人と、ここ 5 年間で 68 人減少することが見込まれています。



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	965	945	929	913	897
1歳	1,013	989	969	953	937
2歳	1,017	1,017	993	973	957
3歳	1,029	1,002	1,002	978	958
4歳	1,073	1,013	986	986	962
5歳	991	1,061	1,001	974	974
6歳	1,060	984	1,054	995	968
7歳	1,086	1,054	978	1,048	989
8歳	1,013	1,075	1,043	967	1,037
9歳	1,065	1,013	1,075	1,043	967
10歳	1,103	1,052	1,001	1,063	1,031
11歳	1,176	1,109	1,058	1,007	1,069

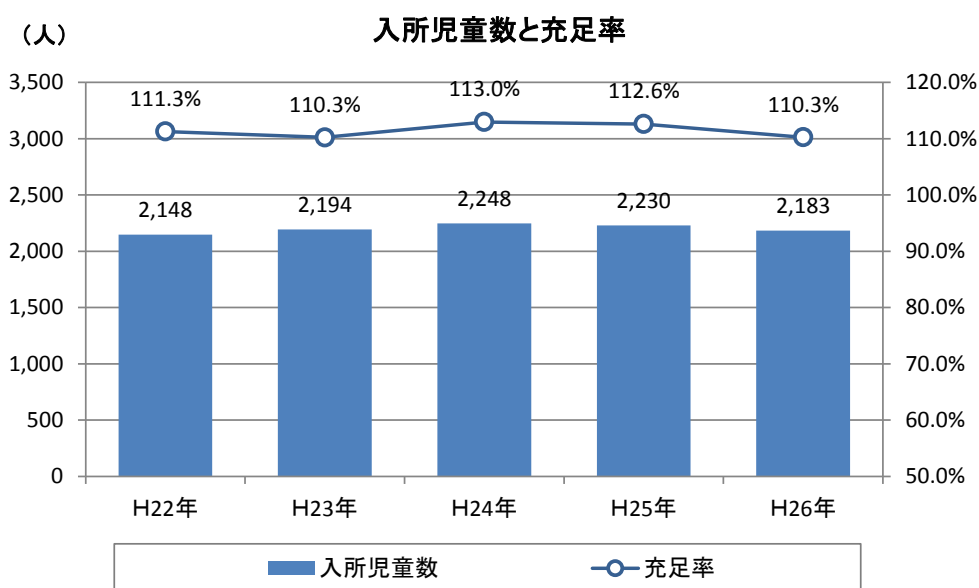
資料：コーホート変化率法による人口推計

## 2 子育て支援サービスなどの現状

### (1) 保育所（園）などの状況

#### ① 保育所（園）入所児童数

本市の平成 26 年の保育所（園）の施設数は、公立が 12 か所、私立が 10 か所となっています。入所児童数は、平成 24 年をピークに近年ではやや減少傾向にあり、平成 26 年では、ピーク時の平成 24 年に比べ 65 人減少の 2,183 人となっています。また、充足率は平成 22 年以降 110% を超え推移しています。

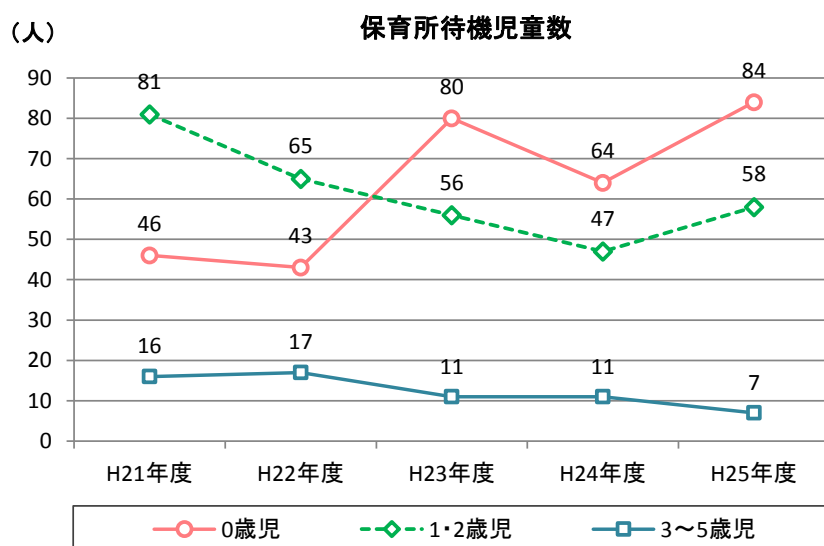


区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
公立	施設数（か所）	15	14	14	13	12
	定員（人）	1,470	1,350	1,350	1,250	1,160
	入所児童数（人）	1,661	1,530	1,562	1,437	1,302
	充足率（%）	113.0	113.3	115.7	115.0	112.2
私立	施設数（か所）	6	8	8	9	10
	定員（人）	460	640	640	730	820
	入所児童数（人）	487	664	686	793	881
	充足率（%）	105.9	103.8	107.2	108.6	107.4
合計	施設数（か所）	21	22	22	22	22
	定員（人）	1,930	1,990	1,990	1,980	1,980
	入所児童数（人）	2,148	2,194	2,248	2,230	2,183
	充足率（%）	111.3	110.3	113.0	112.6	110.3

資料：子ども課（各年 4 月 1 日現在）広域受託含む

## ② 保育所入園待ち児童数

本市の保育所入園待ち児童は、平成 22 年から平成 26 年にかけて、3～5 歳児については減少傾向となっています。一方、0 歳児については、近年では増加傾向にあり、平成 25 年度では 84 人となっています。1・2 歳児については、平成 24 年度までは減少傾向にありましたが、平成 25 年度では増加に転じています。



	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
0 歳児	46	43	80	64	84
1・2 歳児	81	65	56	47	58
3～5 歳児	16	17	11	11	7
合計	143	125	147	122	149

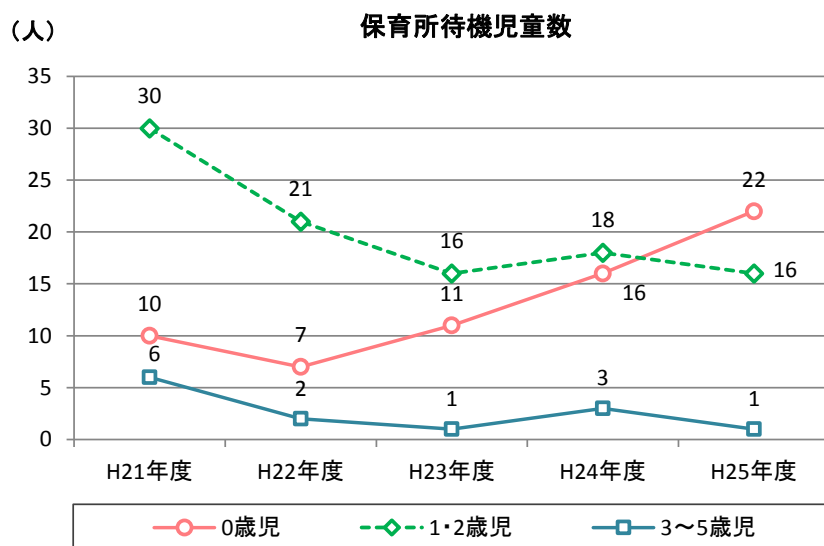
資料：子ども課（各年度 10 月 1 日現在）

### ※■保育所入所待ち児童とは

- ・那須塩原市内の保育園に入園を希望している市内在住の児童であって、園に空きが無く入園することが出来ず、入園待ちの状況にある児童。

### ③ 保育所待機児童数

本市の国の定義※による待機児童は、平成 22 年から平成 26 年にかけて、1・2 歳児及び 3～5 歳児については減少傾向となっています。一方、0 歳児については、近年では増加傾向にあり、平成 25 年度では 22 人と、待機児童全体の 56.4%となっています。



	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
0 歳児	10	7	11	16	22
1・2 歳児	30	21	16	18	16
3～5 歳児	6	2	1	3	1
合計	46	30	28	37	39

資料：子ども課（各年度 10 月 1 日現在）

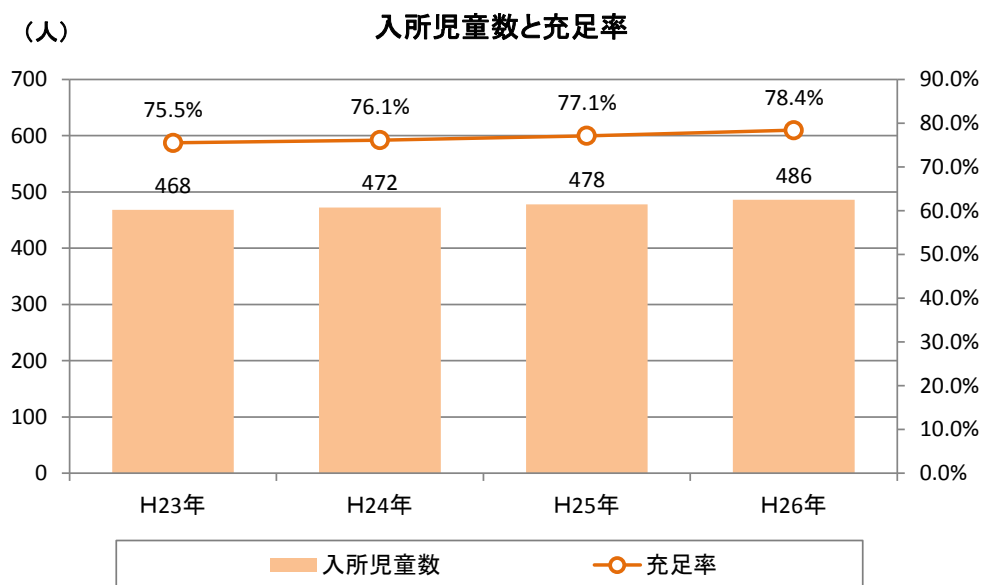
#### ※■保育所入所待機児童とは（主なもの）【厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課】

- ・保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条（児童を保育することができないと認められる場合）に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。
- ・広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。
- ・いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。



#### ④ 認定こども園の状況

本市の平成 26 年の認定こども園の施設数は 1 か所となっています。入所児童数は平成 23 年以降増加しており、平成 26 年では、平成 23 年に比べ 18 人増加の 486 人となっています。また、充足率は平成 26 年で 78.4%となっています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
私立	施設数 (か所)		1	1	1	1
	定員 (人)		620	620	620	620
	入所児童数 (人)		468	472	478	486
	充足率 (%)		75.5	76.1	77.1	78.4

資料：子ども課（各年 5 月 1 日現在）広域受託含む

### ⑤ 認可外保育施設等の状況

本市の認可外保育施設等の施設数は平成 26 年 4 月現在 11 か所となっています。

区分	施設名	定員（人）	入所児童数（人）	充足率（%）
他の認可外	創造の森	35	18	51.4
	みるく保育園	15	9	60.0
	小さな託児園りとるぐう	10	3	30.0
	たけのこキッズハウス	30	7	23.3
	こども館くれよん託児所ぴーす	20	9	45.0
	ベリーズ保育園	30	16	53.3
	那須メリーキッズインターナショナルスクール	15	6	40.0
	チビっ子ハウス	20	0	0.0
	ちびっこランドアクアス西那須野園	40	11	27.5
事業所内	菅間記念病院菅間保育所		21	
	宇都宮ヤクルト販売(株)黒磯託児所		7	
	渡部医院ひまわり		9	
	(株)近代ビル管理社なかよし託児所		17	
	宇都宮ヤクルト販売(株)那須支店ちびっこはうす		11	
	国際医療福祉大学病院たんぽぽ		19	
	チャイルドハウスプリン		0	

資料：子ども課（平成 26 年 4 月 1 日現在）

## (2) 子育て支援サービスの状況

### ① 一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、平成 25 年度は 8 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 21 年度から平成 24 年度にかけて増減しながら若干の増加傾向で推移し、平成 25 年度では 1,782 人となっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数 (か所)	6	7	8	8	8
延べ利用人数 (人)	1,535	1,991	1,385	2,074	1,782

資料：子ども課

### ② 障害児保育事業の状況

障害児保育事業は、平成 25 年度は 20 か所で実施しています。実障害児数は、平成 23 年度までは、各年度約 80 人と一定に推移し、平成 24 年度以降は増加に転じ、平成 25 年度では 129 人となっています。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数 (か所)	21	21	19	19	20
実障害児数 (人)	84	83	82	104	129

資料：子ども課

### ③ 病児・病後児保育事業の状況

病後児保育事業は、平成 25 年度は 2 か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 21 年度以降年度によりばらつきがあり、50 人前後を推移しています。

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
病後児	実施施設数 (か所)	2	2	2	2	2
	延べ利用人数 (人)	43	47	58	51	41

資料：子ども課

#### ④ 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

本市の放課後児童クラブは、市内の全小学校区（23 小学校区）に設置されており、平成 26 年度は 35 か所で実施しています。実施か所の増加に伴い延べ入所児童数も増加し、平成 26 年は 1,341 人となっています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
入所児童数（人）	1,188	1,222	1,257	1,287	1,341
か所数（か所）	29	30	32	34	35

資料：生涯学習課（各年 4 月 1 日現在）

#### ⑤ 子育て相談センターの状況

子育て相談センターは、平成 25 年度は 1 か所で実施しています。平成 21 年度以降子育てに関する相談件数は平成 22 年度以降減少傾向で推移しています。

#### ○子育てに関する相談

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
相談件数（延べ件数）	1,858	1,996	1,992	1,632	1,557

資料：子ども課

#### ⑥ ファミリー・サポート・センターの状況

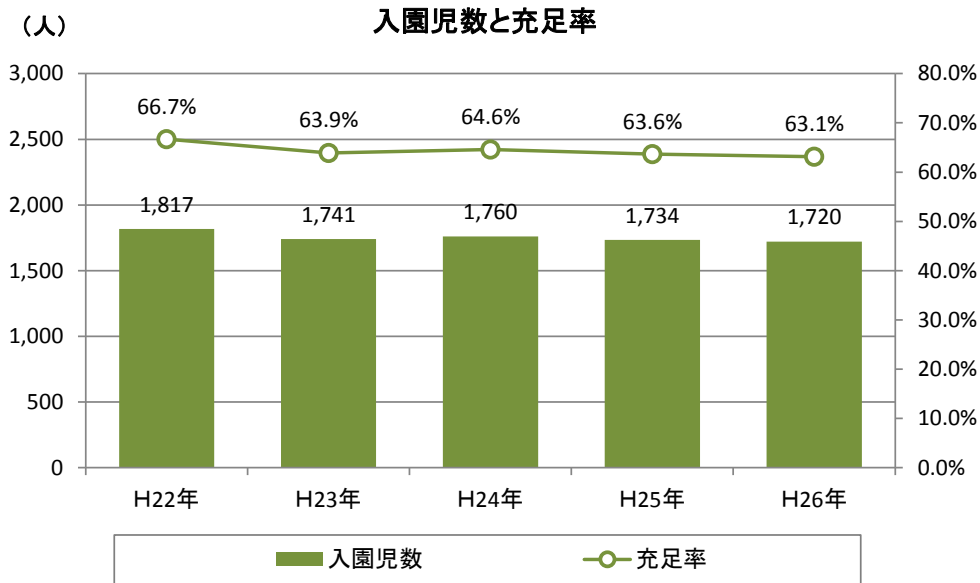
ファミリー・サポート・センターの活動件数は、平成 23 年度以降増加傾向にあり、平成 25 年度は 1,366 件となっています。また、会員の増加がみられる一方で、利用会員に比べ、サポート会員と両方会員の合計が少ない現状が続いています。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
活動件数（延べ件数）			175	940	1,366
会員数	利用会員		106	224	258
	サポート会員		65	91	94
	両方会員		22	30	31
	合計		193	345	383

資料：子ども課

### (3) 幼稚園の状況

本市の平成 26 年の幼稚園の施設数は、公立が 1 か所、私立が 9 か所となっています。入所児童数は、平成 22 年以降やや減少傾向で推移し、平成 26 年では 1,720 人となっています。また、充足率は平成 22 年以降 60%台を推移しています。



区分		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
公立	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
	定員 (人)	100	100	100	100	100
	入園児数 (人)	12	17	15	11	5
	充足率 (%)	12.0	17.0	15.0	11.0	5.0
私立	施設数 (か所)	9	9	9	9	9
	定員 (人)	2,625	2,625	2,625	2,625	2,625
	入園児数 (人)	1,805	1,724	1,745	1,723	1,715
	充足率 (%)	68.8	65.8	66.5	65.6	65.3
合計	施設数 (か所)	10	10	10	10	10
	定員 (人)	2,725	2,725	2,725	2,725	2,725
	入園児数 (人)	1,817	1,741	1,760	1,734	1,720
	充足率 (%)	66.7	63.9	64.6	63.6	63.1

資料：子ども課（各年 5 月 1 日現在）

#### (4) 小学校・中学校の状況

##### ① 小学校の状況

本市の小学校は平成 26 年では 23 校あり、児童数は 6,640 人となっています。児童数は平成 22 年から減少傾向で推移しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童数（人）	7,167	7,068	6,911	6,716	6,640
学校数（校）	25	25	25	25	23

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

##### ② 中学校の状況

本市の中学校は平成 26 年では 10 校あり、生徒数は 3,429 人となっています。生徒数は平成 22 年から減少傾向で推移しています。

区分	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
生徒数（人）	3,557	3,564	3,500	3,454	3,429
学校数（校）	10	10	10	10	10

資料：学校教育課（各年 5 月 1 日現在）

#### (5) 障害児通園施設の状況

障害児通園施設（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の延べ利用件数は、増加傾向で推移しています。

利用件数	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
児童デイサービス	1,008	1,248	1,430	—	—
児童発達支援	—	—	—	485	781
放課後等デイサービス	—	—	—	1,276	1,056

資料：社会福祉課

### 3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ■調査期間

平成 25 年 9 月 26 日（木） ～ 平成 25 年 10 月 31 日（木）

#### ■調査対象者

- 平成 25 年 9 月 1 日現在で、那須塩原市に住所を有する者（外国人を含む）であって、平成 25 年 4 月 1 日現在で 0～5 歳児（就学前児童）対象としました。
- 同一世帯内に複数の対象児童（兄弟等）を有する家庭の場合、生年月日の早い児童（双子等の多生児の場合、五十音順で早い方の児童）を対象としました。
- 世帯主が祖父母等の家庭であり、児童の直接の保護者が世帯主ではなく、同一世帯内に複数の保護者が存在し、関係児童から見たら、従兄弟同士等の場合は、各保護者を基準として、当該児童を対象としました。

	配布枚数	回収数	回収率
就 学 前 児 童	4,936 件	2,937 件	59.5%

#### ○ニーズ調査結果の活用

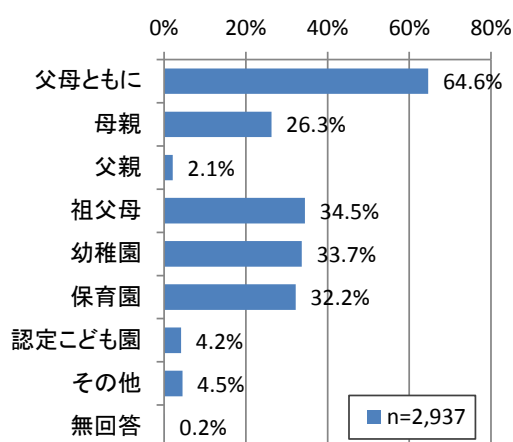
- ①国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ②国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③本市のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④本市の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

## (1) 子どもの育ちをめぐる環境

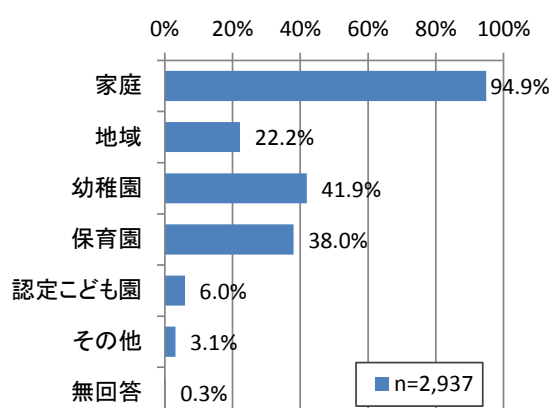
### ①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が64.6%と最も高く、「祖父母」「幼稚園」「保育園」がそれぞれ3割を超え続いています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が94.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が41.9%、「保育園」が38.0%となっています。

▲日常的に関わっている方



▲もっとも影響する環境

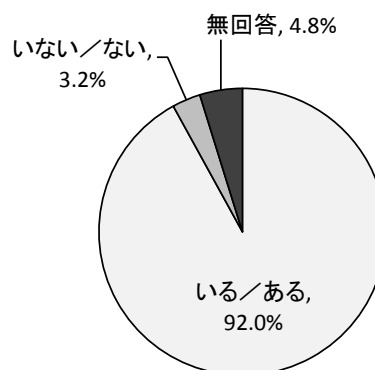


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数（以下同様）。

### ②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が92.0%と高い中、「いない/ない」の割合は3.2%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母などの親族」や「友人・知人」など身近な人の割合がいずれも8割を超え高く、「保育士」「幼稚園教諭」の割合もいずれも21.4%と比較的高くなっています。



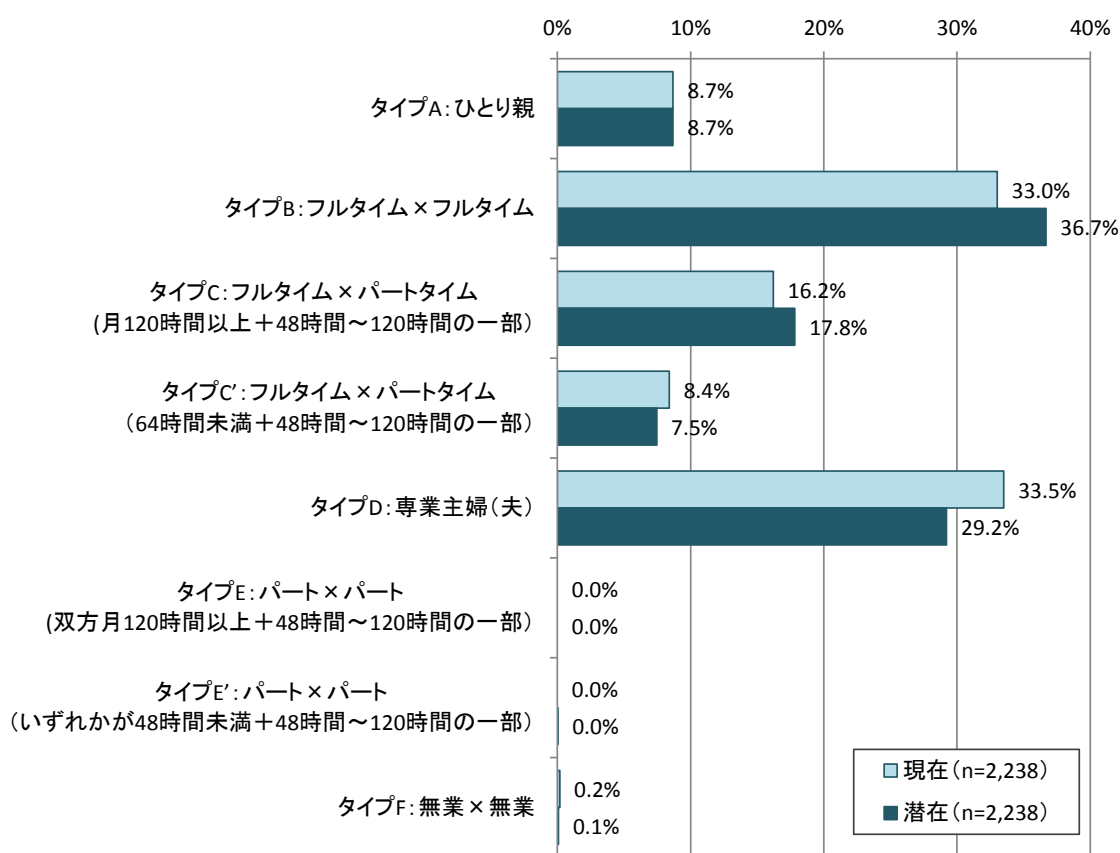


## (2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）を示したものです。

現在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」及び「フルタイム×フルタイム」の割合がいずれも3割を超え高く、「フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）」についても16.2%と比較的高くなっています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などの共働き世帯が増加しています。



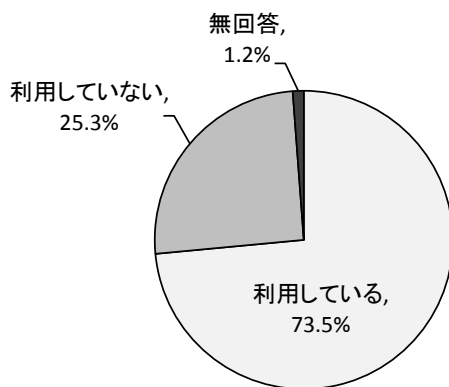
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間（保育標準時間と保育短時間）を定める指標となるもので、本市では、120時間は保育標準時間の下限、48時間は保育短時間の下限としている。

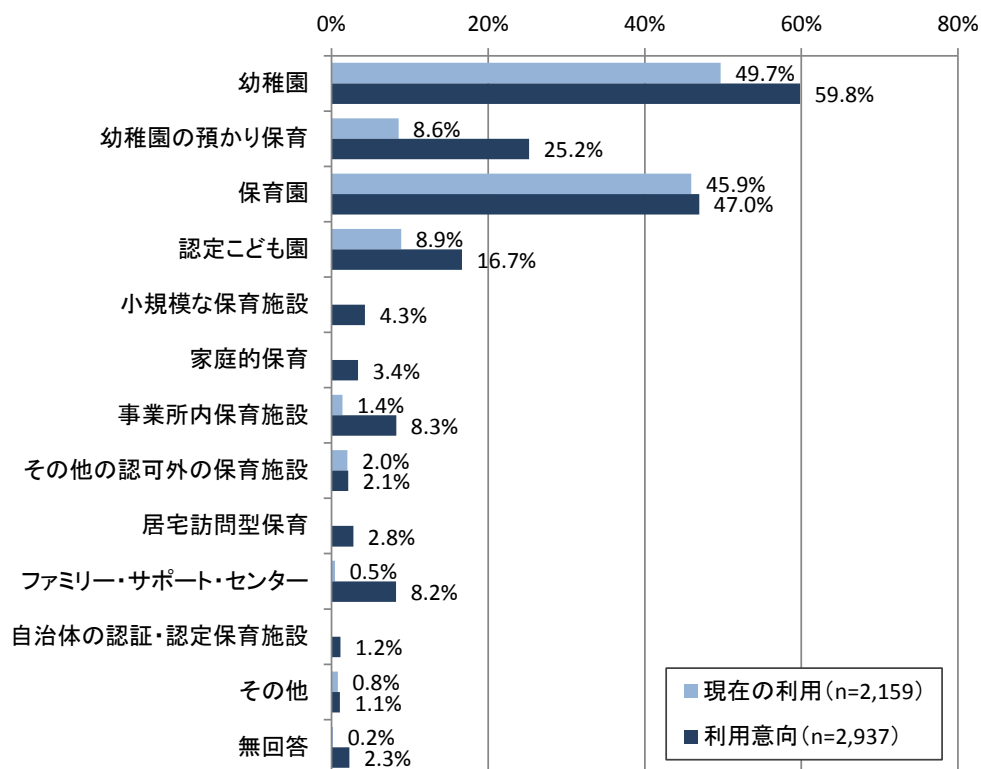
### (3) 教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が73.5%に対し、「利用していない」が25.3%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「幼稚園」の割合が49.7%と最も高く、次いで「保育園」が45.9%となっています。さらに、今後の利用意向では、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」などが現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育の利用



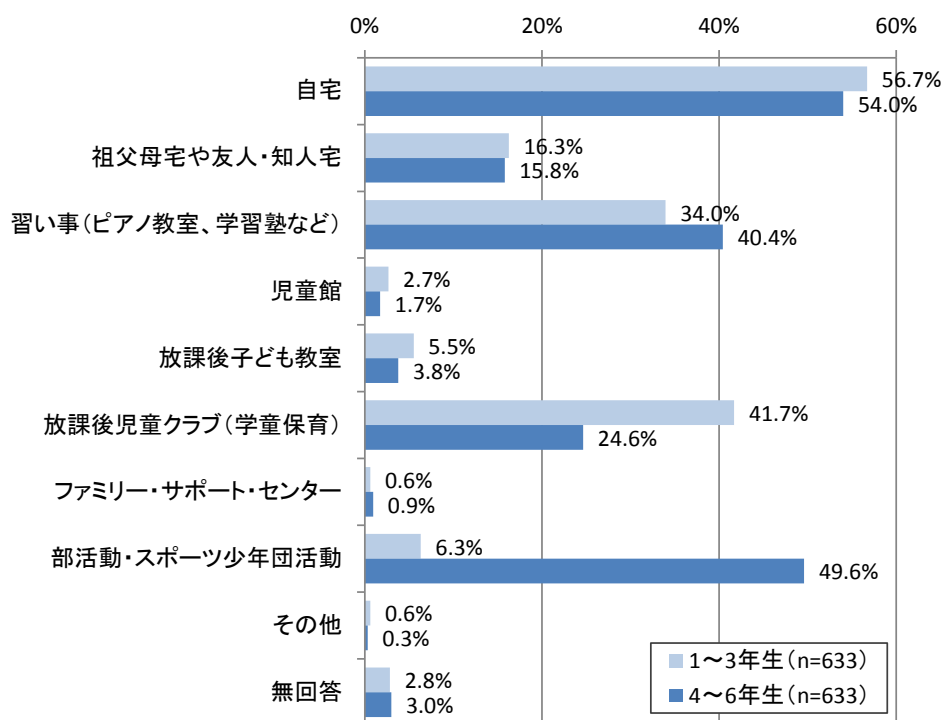
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

#### (4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

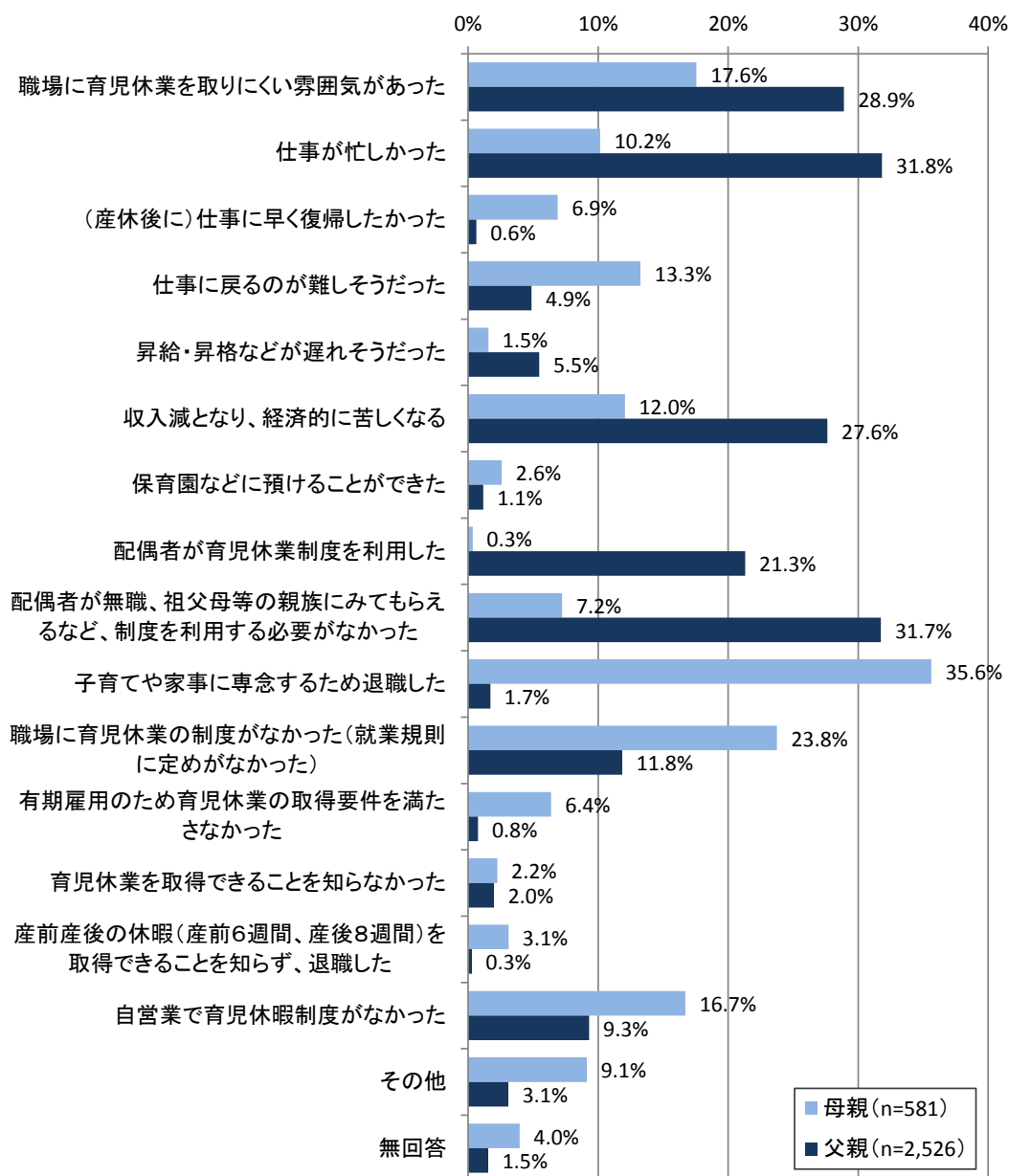
小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」や「放課後児童クラブ」の割合がそれぞれ4割弱から5割強と高くなっています。また、高学年では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「部活動・スポーツ少年団活動」などの割合が低学年に比べ増加し、「放課後児童クラブ」の割合が減少しています。



※グラフは5歳児のみの設問で、複数回答

## (5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が35.6%と高く、「父親」では、「仕事が忙しかった(31.8%)」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(31.7%)」の割合がそれぞれ3割を超え高くなっています。



※グラフは複数回答

## 4 次世代育成支援対策行動計画の進捗状況

### (1) 施策評価の方法

後期計画の施策評価にあたっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検討いたしました。

評価ランクは、「A＝計画どおり進捗した」、「B＝目標に近く、概ね進捗した」、「C＝目標には届かないが、進捗している」、「D＝停滞・事業の未実施」の4分類としました。

### (2) 評価の総括

上記の方法に基づいて中間評価を行ったところ、全72事業のうち、A評価が32事業、B評価が26事業、C評価が7事業、D評価が7事業となりました。A・B評価の事業は全体の80.6%を占めています。※次世代行動計画庁内検討会議（別途開催）の結果に基づきデータ修正予定

後期計画においては、A・B評価の事業をさらに増やすことと、D評価の事業の見直しを行い、より市民のニーズに答えられる事業運営を図っていくことが求められます。

基本目標	事業数	評価ランク			
		A	B	C	D
1 子どもを社会で育てる意識づくり					
2 援護が必要な家庭への支援					
3 母子保健医療の充実					
4 仕事と家庭生活の両立の支援					
5 教育環境の整備					
6 子育てにやさしい生活環境の整備					
事業合計					

### (3) 基本目標別の評価

#### 基本目標 1 子どもを社会で育てる意識づくり

基本目標1の「子どもを社会で育てる意識づくり」は、26事業のうちA評価が11事業、B評価が7事業、C評価が3事業、D評価が5事業で、全体の42.3%がA評価です。

基本施策①「地域社会における子育て支援サービスの充実」は、16事業のうちA評価とB評価が各6事業、C評価が1事業、D評価が3事業で、「保育園サービス評価の実施」が、公立保育園において第三者評価を実施していないためC評価、「ファミリーサポートセンター事業」と「子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)」及び「つどいの広場事業」が未実施のためD評価となっています。

基本施策②「保育サービスの充実」は、8事業のうちA評価が5事業、B評価が1事業、C評価が1事業、D評価が1事業で、「休日保育事業」が目標未達成のためC評価、「夜間保育事業」が未実施のためD評価となっています。

基本施策③「児童の健全育成」は、C評価が1事業で、「那須塩原市子ども安全推進連絡協議会」が、各地区の「子ども安全推進連絡会」の情報交換の場にとどまっているため、C評価となっています。

基本施策④「総合施設整備計画」は、D評価が1事業で、「総合施設整備計画」が検討中のためD評価となっています。

基本施策	事業数	評価ランク			
		A	B	C	D
① 地域社会における子育て支援サービスの充実					
② 保育サービスの充実					
③ 児童の健全育成					
④ 総合施設整備計画					
計					

## 基本目標 2 援護が必要な家庭への支援

基本目標2の「援護が必要な家庭への支援」は、10事業のうちA評価が2事業、B評価が7事業、C評価が1事業となっており、全体の20.0%がA評価です。

基本施策①「児童虐待防止対策」は、B評価が3事業となっています。

基本施策②「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、3事業のうちA評価・B評価・C評価が各1事業で、「ひとり親家庭に対する相談体制の充実」が、相談・支援体制の一層の強化を図る必要があるためC評価となっています。

基本施策③「支援児施策の充実」は、4事業のうちA評価が1事業、B評価が3事業となっています。

基本施策	事業数	評価ランク			
		A	B	C	D
① 児童虐待防止対策					
② ひとり親家庭等の自立支援の推進					
③ 支援児施策の充実					
計					

## 基本目標 3 母子保健医療の充実

基本目標3の「母子保健医療の充実」は、9事業のうちA評価が7事業、B評価が2事業となっており、全体の77.8%がA評価です。

基本施策①「子どもや母親の健康の確保」は、4事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業となっています。

基本施策②「思春期保健対策の充実」は、2事業のうちA評価が1事業、B評価が1事業となっています。

基本施策③「小児医療の充実」は、A評価が2事業となっています。

基本施策④「不妊治療対策」は、A評価が1事業となっています。

基本施策	事業数	評価ランク			
		A	B	C	D
① 子どもや母親の健康の確保					
② 思春期保健対策の充実					
③ 小児医療の充実					
④ 不妊治療対策					
計					

## 基本目標 4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本目標4の「仕事と家庭生活の両立の支援」は、6事業のうちA評価はなく、B評価が3事業、C評価が2事業、D評価が1事業となっています。

基本施策①「男性を含めた働き方の見直し」は、B評価が2事業となっています。

基本施策②「仕事と子育ての両立支援の推進」は、4事業のうちB評価が1事業、C評価が2事業、D評価が1事業で、「家庭における両立支援」と「父親の育児参加促進」で、家事・育児における母親の負担軽減が十分ではないためC評価、「地域における両立支援」が、子育て支援ネットワークが未確立なためD評価となっています。

基本施策	事業数	評価ランク			
		A	B	C	D
① 男性を含めた働き方の見直し					
② 仕事と子育ての両立支援の推進					
計					

## 基本目標 5 教育環境の整備

基本目標5の「教育環境の整備」は、12事業のうちA評価が7事業、B評価が4事業、D評価が1事業となっており、全体の58.3%がA評価です。

基本施策①「次代の親の育成」は、2事業のうちB評価が1事業、D評価が1事業で、「子育てサポーターの養成・配置」が、活動内容の問い合わせがあった際に子育てを支援するボランティア団体等を紹介するものにとどまっているため、D評価となっています。

基本施策②「子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備」は、A評価が6事業です。

基本施策③「家庭や地域の教育力の向上」は、A評価・B評価が各1事業となっています。

基本施策④「有害環境浄化対策の推進」は、B評価が2事業となっています。

基本施策	事業数	評価ランク			
		A	B	C	D
① 次代の親の育成					
② 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備					
③ 家庭や地域の教育力の向上					
④ 有害環境浄化対策の推進					
計					



## 基本目標6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本目標6の「子育てにやさしい生活環境の整備」は、9事業のうちA評価が5事業、B評価が3事業、C評価が1事業となっており、全体の55.6%がA評価です。

基本施策①「安心して外出できる環境の整備」は、4事業のうちA評価が2事業、B評価が2事業となっています。

基本施策②「子どもたちの安全の確保」は、5事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業、C評価が1事業で、「防犯指導の推進」が、子どもたちに防犯を呼びかける機会が少ないため、C評価となっています。

基本施策	事業数	評価ランク			
		A	B	C	D
① 安心して外出できる環境の整備					
② 子どもたちの安全の確保					
計					

#### (4) 特定事業の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）における特定事業の進捗状況は以下の通りです。

子育て支援サービス	平成 26 年度 目標事業量	平成 26 年度 実績見込み
①通常保育事業	22 か所 2,400 人	か所 人
②特定保育事業	2 か所	か所
③延長保育事業	13 か所 260 人	か所 人
④夜間保育事業	—	—
⑤子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	—	—
⑥休日保育事業	4 か所 100 人	か所 人
⑦病児・病後児保育事業	2 か所	か所
⑧放課後児童健全育成事業（学童保育室）	31 か所 1,200 人	か所 人
⑨地域子育て支援拠点事業	ひろば型 4 か所 センター型 1 か所	ひろば型 か所 センター型 か所
⑩一時預かり事業	8 か所 10,400 日	か所 日
⑪子育て短期支援事業（ショートステイ）	1 か所	か所
⑫ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	か所

※特定事業とは、国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとしている事業。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

那須塩原市 子ども子育て未来プラン（仮称）の基本理念

親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。すべての子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。

本市では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるようなまちを目指し、那須塩原市次世代育成支援行動計画から引き継ぎ、「親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら」を基本理念として定めます。

## 2 基本的な視点

本計画は、それぞれの立場から、子どもが健やかに育つ・育てる環境整備を考慮して、次の3つの基本的視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

### I すべての子どもの人権を尊重する

子どもが権利の主体であり、その属性によって差別されないこと、その成長のために最善の利益を尊重されることをうたった「子どもの権利条約」を遵守し、子どもの思いや願いに常に思いを馳せること、児童虐待などの権利侵害は未然に防ぐことなど、子どもの命の喜びを実感しながら成長していけるよう、子どもの人権を尊重する視点を重視して支援を行います。

### II すべての子どもと子育て家庭への支援

子ども・子育て支援は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

年齢や心身の状態、個々の家庭の置かれた状況、社会状況等の変化等によって、必要とする支援の内容が異なります。

支援を受ける子どもや子育て家庭の視点に立った施策の展開により、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すとともに、すべての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程への支援を図ります。

### III 子育てにやさしい社会づくり

家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できる社会の実現を目指し、家庭、学校、企業、行政等の社会全体の協働により支援できる体制を整えていけるよう取り組みます。

また、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する人材も存在し、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な「地域の力」の効果的な活用を図ります。

#### Ⅳ 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

妊娠から出産を経て、乳幼児期、学童期、思春期から成年期に向けた各場面で、子育て家庭が孤立することなく、安心して喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、切れ目なく支援していく必要があります。

地域及び社会全体が、それぞれの役割を再認識し、相互に連携し協力し合いながら、地域の実情に応じた支援の展開を図ります。

### 3 計画の基本方針

本計画は、基本理念と基本的視点を念頭に置きつつ、下記の6つの基本方針に基づいて施策を推進します。

#### 基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、日々の子育てについて地域からの支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

地域社会は、子どもが成長する過程で家庭と並ぶ重要な生活基盤です。本市では地域における様々な子育てサービスの充実を図るとともに、地域で支える子育て支援を推進します。

#### 基本方針2 援護が必要な家庭への支援

養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めるために、関係機関や団体等の連携強化に向けた取組を推進します。

また、特別に支援が必要な子どもや、貧困などの社会的な支援が必要な子どもや子育て家庭に対する継続的・総合的な支援体制の整備を図り、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

#### 基本方針3 母子保健事業の充実

妊娠から出産期、さらには新生児から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、切れ目のない母子保健対策の向上を図っていきます。

さらには子どもたちの心身の健全育成を図るため、食育の推進や学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実に努めます。

#### 基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

仕事と家庭生活の両立ができるように、企業への啓発や相談支援等を行っていきます。

また、男性の子育て参加を促し、家族全体が協力して子育てを楽しめる環境づくりを目指します。

#### 基本方針5 教育環境の整備

調和のとれた人格形成を目指すため、家庭、学校、地域が連携を図り、子どもの能力や可能性を伸ばす教育を目指します。

また、子どもの個性を尊重し、将来に夢と希望を持って、健やかに育っていけるように遊びや教育環境の充実に努めます。

#### 基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

近年、子どもの交通事故や忌まわしい犯罪被害が増加しています。子どもや親が安心して安全に暮らすことができるように、関係機関や団体等と連携を図り、まち全体の取り組みとして、市内のバリアフリーや子どもの安全の確保を目指します。

## 4 計画の体系

### 基本理念

子どもの最善の利益が実現するまちを目指します

### 基本方針

#### 1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 子どもの健全育成
- 5 地域における人材育成

#### 2 母親と乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 3 食育の推進
- 4 小児医療の充実
- 5 不妊に対する支援

#### 3 子どもの

※データ差し替え予定

#### 4 子育てを支援する生活環境の整備

- 1 良質な住宅と良好な居住環境の確保
- 2 安全な道路交通環境の整備
- 3 安心して外出できる環境の整備
- 4 安全・安心まちづくりの推進等

#### 5 仕事と家庭生活の両立の推進

- 1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
- 2 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

#### 6 子どもの安全の確保

- 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 3 被害に遭った子どもの保護の推進

#### 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 3 障がい児施策の充実
- 4 就学困難児のための施策

#### 8 結婚に向けた環境の整備と子育て期の親への支援の充実

- 1 未婚化・晩婚化対策の推進
- 2 子育て期を迎えた親の育成支援



## 第4章 施策の展開

### 基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

#### 基本施策（1）教育・保育サービスの充実

#### 基本施策（2）地域における子育て支援サービスの充実

##### 【現状と課題】

社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

さらに、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

こうした子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑み、また、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、多様な子育てに関するニーズに応えるため、幼児教育・保育の量的拡大や質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。

##### 【具体的事業】

※基本施策（1）・（2）に係る、具体的事業の詳細については、POO「第5章 子ども・子育て支援事業」にて別途掲載します。

### 基本施策（3）子育て支援のネットワークづくり

#### 【現状と課題】

子育て家庭に対して、きめ細やかな教育・保育サービスや子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援のネットワーク形成の促進や、各種のサービスが利用者に十分周知されるよう、様々な媒体を活用した情報提供が求められています。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、意識啓発を進めることが必要です。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
子育てマップの配布	<p>■地域の子育て中の親子に、本市の子育て施設を紹介するために子育てマップを配布しています。</p> <p>□今後の方向性 市内の子育て関連の施設等を掲載するなど、子育てマップの充実を図ります。 26年度目標…継続して実施</p>	子ども課
子育てに関する男女 参画意識の普及啓発	<p>※以下の「具体的事業」については、次世代計画庁内検討会議（別途開催）の結果に基づきデータ修正予定</p> <p>□今後の方向性 広報紙の配布先をスーパー、病院、工場等に拡大し、さらなる周知を図ります。 セミナー、フォーラムによる意識啓発を行います。 26年度目標…継続して実施</p>	市民協働推進課

## 基本施策（４）子どもの健全育成

### 【現状と課題】

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や、児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられているため、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要とされています。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
那須塩原市子ども安全推進連絡協議会	<p>■青少年の育成は、家庭、地域社会、学校、行政などがそれぞれの責任と役割を自覚し、「子どもは地域の宝」を合言葉に相互に連携を図りながら取り組むことが重要であるとともに、市民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、身近な青少年育成活動に参加することが必要です。</p> <p>市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動しているため、市内全域おおむね落ち着いていますが、青少年育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めています。</p> <p>□今後の方向性 様々な団体が加入していることから、今後とも情報交換を行い、連携を図りながら、青少年健全育成を進めます。 26年度目標…推進に努める</p>	生涯学習課

## 基本施策（５）地域における人材養成

### 【現状と課題】

幼児教育・保育の量的拡大や質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実のために、支援の担い手が必要となります。

現在各種事業に配置されている職員や、今後子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する方々に対して必要な研修等を提供し、職員の専門性の向上や新たな担い手の養成を図ります。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
保育士就職支援講座	<p>■保育士資格を有するが就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）の保育職場への復帰を支援する研修（座学研修・保育実習・就職支援）を実施します。</p> <p>□今後の方向性 関係機関との連携を図りながら、保育士の専門性の向上と質の高い人材の確保を図っていきます。 27年度目標…継続して実施</p>	子ども課

## 基本目標 2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

### 基本施策（1）児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と課題】

平成 24 年度の全国の児童虐待相談対応件数は 66,701 件で、統計を取り始めて以来毎年増加しており、平成 11 年度と比べると約 5.7 倍となっています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成 23 年度では 56 例・58 人となっています。

こうした中、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
要保護児童対策地域協議会	<p>■児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化する。</p> <p>□今後の方向性 関係者、関係機関との連携をさらに図り、虐待の防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきます。 26 年度目標…継続して実施</p>	子ども課
育児支援家庭訪問事業	<p>■核家族化、地域社会の希薄化が進み、育児に不安やストレスを感じたり、家庭環境に問題を抱え養育機能の低下している親は不安と孤立の中で子どもに暴力を振るったり、子育てを放棄してしまうことがあります。通所型の支援では限界があるため、専門家による側面的・継続的・柔軟性のある訪問型の支援が必要となってきます。 出産後間もない時期から訪問支援することで、養育環境の把握とともに、養育困難な家族に対し、具体的な育児指導や個々が抱える諸問題への支援が図れます。また、新生児・産婦訪問、乳幼児家庭訪問、乳児家庭全戸訪問との連携により早期に対応することができます。</p> <p>□今後の方向性 各部署ともに、支援内容について情報を共有し、必要な社会資源の紹介や地域での見守り体制等、対象者に合わせネットワークの連携強化を図ります。 26 年度目標…継続して実施</p>	健康増進課 子ども課

児童虐待に関する相談体制の充実	<p>■児童虐待に関する通告・相談先は、児童相談所、福祉事務所、市町村となっており、保育園や幼稚園、学校や保健センターなどの関係機関での虐待発見や相談についても関係機関に連絡することになっており、虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要となっています。</p> <p>本市においても児童虐待に関する相談が増加しており、早期対応に努めています。家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の虐待に関する資質の向上を図り、その相談体制の充実に努めています。</p>	子ども課
	<p>□今後の方向性 虐待に対する研修を、関係機関、関係者へ行っています。</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	

## 基本施策（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 【現状と課題】

平成 22 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 746 世帯（一般世帯の 1.6%）で、父子世帯は 88 世帯（一般世帯の 0.2%）となっています。平成 23 年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子家庭の約 81%が就労しており、母自身の平均年収は 223 万円（うち就労収入は 181 万円）、父自身の平均年収は 380 万円（うち就労収入は 360 万円）となっています。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約 1 割となっています。このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要であるなど多くの課題を抱えている現状が見受けられます。このため、ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施していくことが重要です。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	<p>■相談件数は増加傾向にあり、仕事や生活に関する相談のほか、子育てや子どもの進学に関する悩みなど、その内容は多様化しています。</p> <p>母子自立相談員を配置し相談業務を行っていますが、相談内容に応じてハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携を図っています。</p>	子ども課
	<p>□今後の方向性 相談員の増員や関係機関、団体との連携の強化を図ります。</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	

ひとり親家庭に対する生活支援	<p>■母子家庭の母の自立を促進するため、ハローワークなどと連携して、求職活動の相談や就職セミナーの斡旋などの就労支援を行っています。</p> <p>また、職業能力の向上を図るため、教育訓練の受講の際に必要な入学金や受講料の一部を補助し、母子家庭の母の経済的自立を支援しています。</p> <p>20年度実績…支援制度利用者数 1人</p> <p>□今後の方向性</p> <p>就職に有利な資格の取得を促進するため、資格を取得しやすい環境を整備します。</p> <p>高等技能訓練促進費等給付事業を創設し、修業期間中の生活の負担と不安の軽減を図ります。</p> <p>26年度目標…支援制度利用者数 6人</p>	子ども課
ひとり親家庭に対する経済的支援	<p>■ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、児童扶養手当の支給や、母子・寡婦福祉貸付金などについての相談を行っています。</p> <p>また、ひとり親家庭に対し、通院や入院した時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。(ひとり親医療費助成制度)</p> <p>□今後の方向性</p> <p>児童扶養手当や貸付制度、ひとり親医療費助成制度の理解を深めるため広報活動の充実を図ります。</p> <p>また、就業を目指した資格の取得を支援するため、高等技能訓練促進費等給付事業を創設し、修業期間中の生活の負担と不安の軽減を図ります。(再掲)</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	子ども課 国保年金課

### 基本施策（3）支援児施策の充実

#### 【現状と課題】

自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害を含む障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、年齢や障害等、一人一人の希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。また、障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障害等の早期発見・治療を図るための、妊婦や乳幼児の健康診査などを推進することが必要です。

このため、障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援につなげることが重要です。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
放課後児童クラブにおける支援児の受け入れ	<p>■保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後における遊びと生活の場として放課後児童クラブを設置し、保護者などの団体に運営を委託しています。</p> <p>支援児の受け入れに関しては、指導員の研修や委託料の加算により、受け入れ体制の整備を図っています。</p> <p>20年度実績…受け入れ可能クラブ 26か所(全クラブ)</p> <p>□今後の方向性</p> <p>支援児の受け入れに必要な指導員の研修や人員配置に係る経費について、公設民営、民設民営クラブへの委託料や補助金の加算を、継続して実施します。</p> <p>26年度目標…受け入れ可能クラブ 31か所(全クラブ)</p>	生涯学習課
子育て支援の総合的な対応力の強化	<p>■乳幼児期における健康や発達状態の把握、疾病の早期発見や障害に関する相談窓口の充実、子育て関係機関の連携を強化し、子育て支援の総合的な展開を図っています。また、成長段階や年齢に応じた各種健診や相談体制の充実に努めています。</p> <p>心身に重度の障害がある場合、通院及び入院をした時の保険診療の自己負担額分の助成を行っています。(重度心身障害者医療費助成制度)</p> <p>□今後の方向性</p> <p>各機関の相談体制が充実するよう、連携の強化を進めていきます。(子ども課)</p> <p>発達障害児への対応について、家庭、相談・訓練・保健機関、医療機関、教育機関等の連携強化を図り、子どもの特性にあった支援を行います。(保健課)</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	子ども課 国保年金課
地域のリハビリテーション体制の充実	<p>■障害のある子どものリハビリテーションについて、障害や問題があるという側面のみで生活空間を区分するのではなく、障害の有無にかかわらず、地域の児童とともに関わる場を設け、その中で療育の問題を解決していくリハビリテーション体制の確立を進めています。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>各地区で行っているリハビリテーション施設、支援内容等についての情報を把握し周知していきます。(子ども課)</p> <p>効果的に支援するために、発達障害児への対応について、家庭、相談・訓練・保健機関、医療機関、教育機関等連携強化を図っていきます。(保健課)</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	子ども課 健康増進課
在宅福祉サービスの充実	<p>■障害児が地域の中で尊厳を持ち、安心して生活していく上で必要なサービスや、家族の負担軽減を図ることができるサービスを提供できるよう、デイサービス、ショートステイといった在宅福祉サービスの一層の充実を図っています。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>在宅福祉サービスをより効率的に活用できるようサービスの利用方法等、個別の様々な相談に対応できる支援体制を強化していきます。</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	社会福祉課

## 基本目標 3 母子保健事業の充実

### 基本施策（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策

#### 【現状と課題】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、既存の施策の中においても、妊産婦や乳幼児への保健対策は様々になされていますが、関わる期間が多いことにより情報の共有化が十分でなく、有効な支援に結びついていない状況も見受けられます。

よって、母子保健に関する情報の利活用を含めた母子保健事業間の有機的な連携体制や、地域において母子が安心して生活できるよう、切れ目のない支援が提供される母子保健対策の強化が求められています。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
乳幼児訪問指導の充実	<p>■子育て中の親にとり、地域の中で孤立が進み、育児の不安や悩み、産後うつや、育児の負担感や虐待の問題など、多様な問題を抱えやすい状況にあります。適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から訪問相談による育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新生児産婦訪問指導事業（助産師訪問） 対象…新生児のいる世帯</li> <li>・乳幼児家庭訪問事業（保健師訪問） 対象…要支援児、健診未受診児等のいる世帯</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業（母子保健推進員訪問） 対象…生後2ヶ月児のいる世帯</li> </ul> <p>□今後の方向性 地域の中での育児支援者、応援者を増やし、子育てしやすい環境の確保を図ります。 26年度目標…継続して実施</p>	健康増進課
妊産婦の健康支援	<p>■不安定な状況の妊婦に対する支援のため、関係機関との連携強化が必要です。妊娠期からのきめ細かな支援による愛着の感情や母性、父性を育てることが課題になっています。</p> <p>母子健康手帳により母子の健康状態を一貫して記録し、安心安全な妊娠出産ができるよう支援しています。妊娠期の経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査助成回数を14回にして受診を促しています。また、妊娠中の医療費に対しては妊産婦医療費助成事業により母体・胎児の健康確保を図っています。</p> <p>妊娠中の学習として母親学級を実施し、正しい知識の普及、母性意識や育児力形成を促進するとともに、父</p>	健康増進課



	<p>親の参加を促し父性に対する支援をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届、母子健康手帳交付、交付時妊婦保健指導、妊婦アンケート</li> <li>・妊婦健康診査助成事業、妊産婦医療費助成事業</li> <li>・母親学級</li> </ul>	
	<p>□今後の方向性 継続して実施していきます。 26年度目標…継続して実施</p>	
乳幼児健康診査の充実	<p>■乳幼児の健やかな成長のために、健康診査や相談指導を通し、疾病や異常の早期発見とともに保健指導及び育児支援に努めています。</p> <p>また、健康診査は、養育不良、被虐待児の早期発見、育児不安のある母親、育児支援が必要な親子に対し初期介入が可能であり、重要性が増しています。また、乳幼児期に育むべき母子の愛着形成の確認や支援をすることができます。</p> <p>5歳児発達相談では、軽度発達障害児の発見と、幼児の特性に合わせた支援に向け関係機関と連携しています。</p> <p>生涯にわたる健康習慣を身に付けさせるため、保護者、家族に対し学習を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ月健康診査、10ヶ月健康診査、1歳6ヶ月健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児発達相談、先天性股関節脱臼検診、乳幼児医療助成事業</li> </ul>	健康増進課
	<p>□今後の方向性 未受診者には受診勧奨し、必要時家庭訪問や関係機関との連携により支援を行っていきます。 26年度目標…継続して実施</p>	
乳幼児・母子の健康相談支援	<p>■妊娠中及び育児期の親等が必要に応じて電話相談や健康相談、専門的な相談ができるよう相談しやすい体制づくりをしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康相談、電話相談</li> <li>・乳幼児運動発達相談</li> <li>・乳幼児精神発達相談</li> </ul>	健康増進課
	<p>□今後の方向性 愛着形成が未熟な親子には、より丁寧な対応が必要になっています。多様な相談に適切に感じられるようスタッフ等相談体制の充実強化を図っていきます。 26年度目標…継続して実施</p>	
乳幼児の事故防止	<p>■1歳から9歳までの子どもの死亡原因は不慮の事故が1位であり、子どもの発達と密接な関連があり、保護者が子どもの発達を正しく理解し、的確に事故防止ができるよう支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問により、乳幼児の事故防止の冊子を配布し事故防止の普及推進</li> <li>・乳幼児健康診査の際に事故防止の指導</li> <li>・SIDS（乳児突然死症候群）予防対策周知徹底</li> </ul>	健康増進課
	<p>□今後の方向性 家庭訪問、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談等で事故防止の情報提供チェックリストを活用し、SIDS予防のための両親の禁煙に向けた取り組み強化を図ります。 26年度目標…継続して実施</p>	

## 基本施策（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### 【現状と課題】

十代の自殺や性に関する問題、不健康やせ等の思春期における課題は、次世代の心身の健康づくりに直結する重大な課題であり、その大切さを早い時期から認識しておくことが思春期以降の保健対策にもつながります。

思春期における心身の健康の向上には、必要な知識や態度を身につけ、情報を自ら得るとともに、健康について前向きに考えていけるよう努めることが重要です。また、思春期の子どもへの心のケアや、身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めが出来る地域づくりが必要です。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
思春期保健対策推進事業	<p>■思春期における身体発育や性機能の発達等に関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動がとれるよう思春期保健教育を推進しています。</p> <p>「性と生殖に関する健康・権利」の視点に基づき、自分の健康状態に応じ、的確に自己管理ができるよう支援しています。</p> <p>生涯にわたる健康被害や次世代への悪影響を防止するため、喫煙・飲酒・薬物乱用について正しい情報の提供の推進を図っています。</p> <p>□今後の方向性 母性、父性を育むために継続的な活動と同世代からの知識を得るピア（仲間）教育の活用も検討していきます。</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	健康増進課

## 基本施策（３）食育の推進

### 【現状と課題】

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じていることから、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食に関する体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要です。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要です。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
食育の推進事業	<p>■乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供を実施しています。 学校行事の中や特別活動の中で食に関する指導や給食に対する食事内容等の情報提供を実施しています。</p> <p>□今後の方向性 母親学級、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、学習会等あらゆる機会を活用し、実践活動をしていきます。 26年度目標…継続して実施</p>	健康増進課

基本施策（４）子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

【現状と課題】

近年、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境は複雑に変化してきています。

親が安心して子どもを生き育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くためには、国や地方公共団体による子育て支援策の拡充に限らず、地域や学校、企業等が協調しながらネットワークを作り、親子を温かく見守り支える機運を、社会全体で高めていくことが必要です。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署

## 基本施策（５）小児医療等の充実

### 【現状と課題】

小児医療等の体制づくりは、安心して子どもを生み、健やかに育つことが出来る環境の基盤となることから、県や近隣の市町および関係機関等との連携の下、小児医療等の充実・確保に取り組むことが必要です。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
小児救急医療	<p>■小児医療体制は、安心して子どもを生み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組んでいます。</p> <p>□今後の方向性 26年度目標…継続して実施</p>	健康増進課
周産期医療体制の整備	<p>■妊婦健康診査の充実と、分娩前後の診療体制を地域医療機関と連携することで、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図っています。妊娠中毒症のある妊婦や未熟児等については、自治医科大学付属病院、獨協医科大学病院にある周産期母子医療センターで対応し、退院後連携支援をしています。「養育医療」「育成医療」「療育の給付」「小児慢性特定疾患治療研究事業」の周知や関連機関との連携を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に妊娠届の勧奨、妊婦健康診査受診の徹底、母性健康管理指導事項連絡カードの周知</li> <li>・周産期母子医療センターとの連携</li> </ul> <p>□今後の方向性 妊婦健康診査の受診の徹底と、妊娠中の健康情報の提供を行っていきます。 26年度目標…継続して実施</p>	健康増進課
こども医療費助成制度	<p>■子どもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援をするために、小学校3年生までの児童に対して、通院や入院した時の保険診療の自己負担分を助成しています。3歳未満の児童については、窓口で医療負担分を支払わずに受診できる、現物給付を行っています。</p> <p>□今後の方向性 平成22年度から、助成対象年齢を小学校6年生までに、現物給付の対象年齢については未就学児までに、それぞれ拡大します。 26年度目標…継続して実施</p>	国保年金課

## 基本施策（6）不妊治療対策

### 【現状と課題】

近年の結婚年齢、妊娠・出産年齢の上昇や医療技術の進歩に伴い、特定不妊治療を受ける方の数が増加しています。一方で、年齢が高くなるほど、妊娠に伴う様々なリスクが高くなる傾向があるとともに、出産に至る確率も低くなることが明らかになっています。しかしながら、こうした事実を知らなかったことなどにより、結果として不妊治療を受けることになった方や、治療の開始が遅れてその効果が出にくくなった方もいると見られています。

こうしたことから、当事者である男女が希望する妊娠・出産を実現するために、正確な情報を整理したうえで、的確に提供することが重要です。また、不妊に関するそれぞれの悩みに応じた相談・支援を受けられる体制を整えることが重要です。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
不妊治療費助成制度	<p>■特定不妊治療（生殖補助医療）に対しては、県の特定不妊治療費助成事業により、治療費の一部が助成されます。市では、県の助成額を越える分や、医療保険が適用されない不妊治療（一般不妊治療）について助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。（不妊治療費助成事業）</p> <p>不妊に関する医学的相談や不妊による心の悩みの相談等については、専門機関である「栃木県不妊専門相談センター」等の周知を行っています。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>早期治療、相談の勧奨と不妊に関する助成事業等の周知徹底を図ります。</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	健康増進課

## 基本目標 4 仕事と家庭生活の両立の支援

### 基本施策（1）働き方の見直しに関する意識啓発

#### 【現状と課題】

男女がともに豊かで潤いのある生活ができるように、地域の実情に応じ、関係者、関係団体が相互に密接に連携、協力し合いながら、雇用環境の改善・整備に関する支援施策について周知する取組を進めていくことが必要です。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
企業への意識啓発	<p>■労働者の働き方の見直しを推進するためには、まず企業が子育てしやすい職場環境の整備をする必要があります。 事務所内保育施設の整備や育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務など、子育てをしやすい職場環境の整備推進の呼びかけや広報啓発を行っています。</p> <p>□今後の方向性 より多くの事業所が一般事業主行動計画を策定するよう働きかけていきます。 一般事業主行動計画を策定するなど、子育て支援に積極的な事業所を公報やホームページで公表するなど、支援していきます。 26年度目標…継続して実施</p>	商工観光課
労働者への意識啓発	<p>■労働者の働き方の見直しを推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識改革を推進する必要があります。 そのために、育児休暇や介護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、男性が子育てに関わる必要性を伝えています。</p> <p>□今後の方向性 26年度目標…継続して実施</p>	商工観光課

## 基本施策（２）仕事と子育ての両立支援の推進

### 【現状と課題】

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。このため、働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要であり、子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組の推進が求められています。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
企業における両立支援	<p>■男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件の改善について、国、県等と連動し事業主等への要請を図っています。</p> <p>□今後の方向性 母子健康手帳交付時に就業している妊婦の場合、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について情報提供を継続し実施します。また、育児休業制度活用状況の把握に努めます。 26年度目標…継続して実施</p>	健康増進課 商工観光課
地域における両立支援	<p>■仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していくものです。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図っています。</p> <p>□今後の方向性 地域における子育て支援活動に関する情報収集や人材の発掘、養成などを進めます。 また、多様な活動主体の交流を促進するための環境整備について、他の子育て支援施策と併せて総合的に検討します。</p>	子ども課
家庭における両立支援	<p>■仕事と子育ての両立支援を推進する中で、最も重要な部分として夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための広報活動を進めています。</p> <p>□今後の方向性 広報紙、セミナー、フォーラムによる意識啓発を図ります。 26年度目標…継続して実施</p>	市民協働推進課

<p>父親の育児参加促進</p>	<p>■女性の社会進出が進み、今や、子どもを持つ女性の半数以上が就労していますが、男性の意識改革が伴わず、育児や家事が女性にとって大きな負担となっています。そこで、男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るための啓発事業が必要です。</p> <p>保健センターで実施している母親学級を活用して、母親だけではなく父親の参加も呼びかけ、育児参加や育児のためのコミュニケーションを図る場を多く設ける事業展開を図っています。また、公民館事業として父親学級を開催するなど、広報等を通じて育児参加促進を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父子手帳の配布（母子健康手帳交付時）</li> <li>・母親学級の中で、親になること、パパの妊婦体験等を実施</li> </ul>	<p>生涯学習課 健康増進課 市民協働推進課</p>
	<p>□今後の方向性</p> <p>仕事と子育ての両立の必要性を理解してもらうための啓発の促進とともに、より多くの学習の機会の提供ができるよう努めます。（生涯学習課）</p> <p>妊婦及び未来の父親に対し学習内容の充実を図ります。（保健課）</p> <p>広報紙、セミナー、フォーラムによる意識啓発を図ります。（市民協働推進課）</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	



## 基本目標 5 教育環境の整備

### 基本施策（1）次代の親の育成

#### 【現状と課題】

家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ、効果的な取組を推進することが必要です。また、家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要です。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
子育てサポーターの養成・配置	<p>■女性の社会進出や核家族化、少子化が進展している今日、身近に子育ての相談相手が少ないことから、不安や負担を感じる親が増えています。このような親たちに対し、子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育て中の身近な相談相手として子育てサポーターとなる人材の発掘と養成を進めています。</p>	子ども課
	<p>□今後の方向性 子育ての相談や情報提供の充実を図るため、子育て中の身近な相談相手として、子育てサポーターとなる人材の発掘と養成を進めていきます。 26年度目標…継続して実施</p>	
中高生の乳幼児ふれあい体験	<p>■中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることは、他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。 現在、本市では、ボランティアサマースクールの一環として、毎年夏休み期間中に実施しています。</p>	生涯学習課 子ども課
	<p>□今後の方向性 引き続き、全市の中高生を対象に、様々な機会において赤ちゃんとふれあいができるような機会を確保していきます。 26年度目標…継続して実施</p>	

### 基本施策（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

#### 【現状と課題】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力をのばしていくことができるよう、学校教育環境等の整備に努めることが必要です。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
確かな学力の向上	<p>■子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。そのため、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進しています。</p> <p>□今後の方向性 事業の充実に努めます。 26年度目標…継続して実施</p>	学校教育課
豊かな心の育成	<p>■豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取り組みを行っています。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図っています。</p> <p>□今後の方向性 事業の充実に努めます。 26年度目標…継続して実施</p>	学校教育課
健やかな体の育成	<p>■子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を養成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を図り、体育の授業を充実させています。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図っています。</p> <p>また、子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進しています。</p> <p>□今後の方向性 事業の充実に努めます。 26年度目標…継続して実施</p>	学校教育課
信頼される学校づくり	<p>■学校教育がその機能を十分果たすためには、学校が保護者や地域社会に信頼されるのはもちろんのこと、何よりもその学校に在学する児童生徒に信頼されなくてはなりません。そのためには、児童生徒の実態や要望、保護者や教師の願いなどに基づき、各学校が何を重点的に取り組むのかを明確にし、学校組織としての取り組みや家庭・地域とも協働して取り組んでいく必要があります。</p> <p>このため、学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力や、学校評価の充実を図っています。</p> <p>□今後の方向性 事業の充実に努めます。 26年度目標…継続して実施</p>	学校教育課
小学校と連携した幼児教育の充実	<p>■幼稚園や保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図ることにより、連続した教育活動の中で子どもたちのより良い成長を支援することができるようになります。</p> <p>現在、本市では、小学校の行事や授業参観に園児や保</p>	学校教育課 子ども課

	<p>育者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催するなど、幼稚園、保育園及び学校が地域的な交流を進めています。</p> <p>□今後の方向性          これまでの連携のあり方を再点検し、子ども一人ひとりの実態及び指導状況等の連携を密に取りながら個々の良さを伸ばす指導体制づくりに努めていきます。          26年度目標…継続して実施</p>	
幼児教育の充実	<p>■幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要です。</p> <p>栃木県においては、幼児教育のさらなる充実と振興を図るため、21世紀の本県教育の指針となる「とちぎ教育振興ビジョン」の部門別計画として、幼児教育に関する施策の総合的な推進計画「栃木県幼児教育振興プログラム」が策定されています。</p> <p>□今後の方向性          幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要であるため、これらを含め幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育園と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することを検討していきます。</p> <p>さらに、幼稚園に就園する子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減と幼児教育の充実のため、引き続き幼稚園就園奨励費の補助事業を進めていきます。          26年度目標…継続して実施</p>	子ども課

### 基本施策（3）家庭や地域の教育力の向上

#### 【現状と課題】

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指す必要があります。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
家庭教育の支援	<p>■家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの成長や人格形成に大きく関わるものです。家庭教育は、親の責任のもと、日常生活の中で無意識的・意図的に行われる教育活動です。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。家庭教育の充実は、次代を担う子どもたちの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行って</p>	生涯学習課

	<p>ます。 現在、本市では、幼稚園・保育園・小・中学校・教育委員会・公民館などが主催する各種家庭教育講座を実施しています。</p> <p>□今後の方向性 親への学習機会の拡充、内容の充実を図り、すべての親への家庭教育支援を目指し、家庭教育学級・家庭教育支援事業の効果的な展開を図ります。また、子育て支援団体の育成や地域ぐるみの子育て支援の環境づくりのため、各課、団体との連携を強化していきます。 26年度目標…継続して実施</p>	
<p>家庭教育オピニオンリーダーの育成</p>	<p>■子育て支援ボランティアとして、家庭教育オピニオンリーダーが地域活動を展開しています。これは、子育ての先輩として、家庭教育の指導者として、県主催の指導者養成研修を受けた人たちが、ボランティア団体として自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館等の家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断において子どものしつけや教育、家族のあり方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気付いたりできる場を設け子育てをサポートしています。現在、本市では、3団体40人の家庭教育オピニオンリーダーが子育て支援のボランティア活動を行っています。</p> <p>□今後の方向性 今後は、母親・父親向けに子育て講座の機会をより多く提供できるよう、家庭教育オピニオンリーダーとの連携をさらに深め、家庭教育支援事業への協力と団体の活躍の場の拡充を図っていきます。 また、家庭教育オピニオンリーダーの後継者の育成に努め、地域で子育て支援に関わることのできる人材の確保とともに、効果的に活躍できる場を開拓することにより、さらなる家庭教育の充実を図ります。 26年度目標…継続して実施</p>	<p>生涯学習課</p>

## 基本施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### 【現状と課題】

書籍やテレビ、インターネットなど、様々なメディア上の性や暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況にあります。また、スマートフォン等の普及に伴い、子どもたちにとってインターネットがより身近になったことにより、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪、インターネット上のいじめ等が問題になっています。

子どもたちがこうした有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校および家庭における情報モラル教育を推進することが必要です。

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
環境浄化活動	<p>■子どもの健全な成長は市民の願いですが、最近の子どもを取り巻く環境には様々な有害なものがあり、青少年健全育成のため、啓発運動や子どもに有害な環境を浄化する活動の推進が必要となります。</p> <p>一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする図書等が販売され、街中には、看板等による有害情報があふれており、子どもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティア等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進しています。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>少年指導相談員及び指導員の巡回時または年2回の立入調査時に図書の区分陳列等や、インターネットカフェ等の事業所にフィルタリングの活用、有害図書類を青少年に販売しないなど、取り扱い業者に引き続き協力を求めています。</p> <p>有害自販機を減少させるために、設置事業者に自販機設置のための土地を提供しないよう、土地提供者の協力を得るよう依頼します。</p> <p>26年度目標…継続して実施</p>	生涯学習課

## 基本目標 6 子育てにやさしい生活環境の整備

### 基本施策（1）安心して外出できる環境の整備

#### 【現状と課題】

妊産婦や子ども、子育て家庭等すべての人が安心して外出できるよう、既存の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進することが必要です。

また、子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

#### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
歩道の整備	<p>■子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくる必要があります。歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー化に向けた取り組みを推進しています。</p> <p>□今後の方向性 事業費を確保し、継続して歩道の整備に取り組みます。 26年度目標…継続して実施</p>	道路課
人にやさしいまちづくり	<p>■栃木県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、本市においても、公共施設等を快適に過ごせるようバリアフリーのまちづくり推進に努めています。さらに、高齢者や障害者を含むすべての人が、安全で快適な暮らしができる生活環境を整備するため、民間の公共的建築物の新築時に「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」の基準を遵守したバリアフリー化の実施指導を行い、地域の活性化及び人にやさしいまちづくりを推進しています。</p> <p>□今後の方向性 継続して事業を実施します。 26年度目標…継続して実施</p>	建築指導課
子育てに優しい公共施設の整備推進	<p>■公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる公共施設の整備を推進しています。</p> <p>□今後の方向性 継続して事業を実施します。 26年度目標…継続して実施</p>	各担当課
交通安全教育の推進	<p>■現在、本市では、小学校、保育園、幼稚園等で交通安全教育を実施しています。子どもたちが巻き込まれる交通災害は、子どもたち側の不注意だけでなく、車を運転する側の過失によるものも後を絶たない状況です。 20年度実績…交通安全教室開催件数 58回 参加者 7,158人</p>	生活課

	<input type="checkbox"/> 今後の方向性 交通教育指導員等の増員や警察署との連携を密にしなが ら交通安全教室の充実を図り、実施依頼のない学校 や保育園・幼稚園などに働きかけて積極的に取り組み ます。 26年度目標…交通安全教室開催件数 65回 参加者 7,500人	
--	---	--

## 基本施策（２）子どもたちの安全の確保

### 【現状と課題】

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体による犯罪等の情報交換や防犯講習の実施等により「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図り、安全で住みよい地域環境を確保していく必要があります。

### 【具体的事業】

事業名	事業内容	担当部署
子どもたちの安全の確保	<p>■子どもを犯罪の被害から守るため、防犯ブザーの配布を行っています。          また、子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法、「子どもを守る家」等緊急避難場所の利用方法の指導に努めています。</p> <p><input type="checkbox"/>今後の方向性          各学校に対して、防犯ブザーの携行や、使用方法について児童に指導徹底するよう働きかけます。          子どもが被害に遭わないように、学校や家庭で防犯指導を推進するほか、教員やPTA、自治会による登下校時のパトロールや通学路の点検を実施し、地域で子どもの安全を確保します。また、広報等を利用した啓発活動や警察等の関係機関と連携し指導を行うなど、子どもたち自身の防犯に対する意識を高めるように努めます。          26年度目標…継続して実施</p>	教育総務課 生涯学習課
「子どもを守る家」・「あんしん家」の設置推進	<p>■現在、本市における各小学校区に多くの「子どもを守る家」・「あんしん家」が、地域の協力のもとに設置されており、子ども達が何かあった場合、安心して駆け込めるとともにステッカーが不審者に対して抑止力にもなっています。          子どもたちが、学区や通学路のどこに、「子どもを守る家」や「あんしん家」が設置されているかを知らせるため、各学校で安全マップを作成し、入学式などで説明しています。          20年度実績…設置件数 1,650件</p> <p><input type="checkbox"/>今後の方向性          より多くの市民・事業所に協力が得られるよう働きかけていきます。          さらに、「子どもを守る家」や「あんしん家」と関係機関が協力して、学区のセーフティネットを構築していきます。</p>	生涯学習課

	26年度目標…設置件数 1,680件	
防犯ネットワークの構築	<p>■自治会や商店街、あるいはNPOが、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援しています。          犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の横の連携がさらに深まるよう支援しています。          20年度実績…自主防犯団体数 85団体</p>	生活課
	<p>□今後の方向性          自主防犯団体の育成や活動の継続化及び警察をはじめ関係機関、団体との連携強化や情報の共有化を促進し、有効性、効率性の強化を図っていきます。          26年度目標…自主防犯団体数 160団体</p>	
防犯灯の整備の援助	<p>■防犯灯の設置は、道路を明るくして、住民に安心感を与えたり、目撃を容易にしたり、犯人の心理に働きかけて犯罪を防止する効果があります。自治会等と連携しながら、必要な場所に防犯灯の整備を推進して、子どもの安全確保と安心・安全なまちづくりに努めています。          20年度実績…設置数 176 灯 維持数 7,100 灯</p>	生活課
	<p>□今後の方向性          今後とも自治会等の自主的な取り組みを推進し、「地域の安全は地域住民自らの手で守っていく」という自覚を高めていきます。          26年度目標…設置数 160 灯 維持数 8,107 灯</p>	



## 第5章 子ども・子育て支援事業

### 1 教育・保育提供区域の設定

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、那須塩原市全域をひとつの区域として設定します。

### 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

#### ① 幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）

##### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成25年度の1号認定(3～5歳児)の幼稚園への入園数は1,704人となっており、定員2,725人に対し62.5%の充足率となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の定員よりも下回っている状況であり、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

(単位:人)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
① 量の見込み	1号	1,064	1,058	1,028	1,010	995
	2号	723	719	698	687	676
	市外受託					
	市外委託					
② 確保方策	1号認定	市内	2,725-※1	2,725-※1	2,725-※1	2,725-※1
		他市	※1	※1	※1	※1
	確認を受けない幼稚園					
②-①		938	948	999	1,028	1,054

(参考) H26年度1号認定定員: 2,725人

##### 2) 確保の内容

- ◆幼稚園が認定こども園へ移行することにより1号及び2号認定の利用意向に対応します。

## ② 保育園など（2号認定、3～5歳児）

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成25年度の2号認定（3～5歳児）の入所状況は、保育園が1,385人、認可外保育施設が31人となっています。また、保育園では、定員1,188人に対し116.6%の入所率となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の定員よりも上回っている状況ですが、平成27年度から28年度にかけて保育園の定員の増加で対応できるため、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

(単位:人)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①量の見込み	2号認定	1,232	1,225	1,191	1,170	1,153	
	市外受託						
	市外委託						
②確保方針	教育・保育 <sup>※1</sup>	市内	1,203-※1	1,218-※1	1,218-※1	1,218-※1	1,218-※1
		他市	※1	※1	※1	※1	※1
	地域型保育						
認可外保育施設 <sup>※2</sup>		0	0	0	0	0	
②-①		▲29	▲7	27	48	65	

(参考) H26年度2号認定定員: 1,188人

※1: 教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2: 市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

### 2) 確保の内容

(単位:人)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
認定こども園	0	0	0	0	0
保育所(園)	15	15	0	0	0
合計	15	15	0	0	0

※上記数値は、各年度における整備量(年度毎の増加数)

(参考) H26年度2号認定定員: 1,188人

### ③ 保育園など（3号認定、0～2歳児）

#### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆本市の待機児童は0～2歳児で多く発生しており、平成25年10月現在では、待機児童数は39人で、入園待ち児童数（国基準ではカウントしない児童を含める）は、149人となっています。
- ◆平成25年度の3号認定（0～2歳児）の入所状況は、0歳児では保育園が171人、認可外保育施設が12人、1～2歳児では保育園が795人、認可外保育施設が82人、3号認定合計では1,060人となっています。また、保育園では、定員792名に対し、122.0%の入所率となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は各年度約1,600人と現在の定員よりも上回っている状況ですが、平成25年6月に策定した保育園整備計画（後期計画）に基づき、平成27年度から28年度にかけて、認定こども園及び小規模保育事業の整備、既存保育園の定員増等の施策を推進するため、これらを考慮した量の見込みを設定します。

(単位:人)		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①量の見込み	3号認定	1,321(200)	1,308(200)	1,284(200)	1,264(200)	1,246(200)	
	市外受託						
	市外委託						
②確保方策	教育・保育※1	市内	1,000-※1	1,188-※1	1,188-※1	1,188-※1	1,188-※1
		他市	※1	※1	※1	※1	※1
	地域型保育	141	141	141	141	141	
認可外保育施設※2		0	0	0	0	0	
②-①		▲180	21	45	65	83	

表中( )内は0歳児の内数。(参考)H26年度3号認定定員(0歳:86人、1・2歳:706人)

※1:教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2:市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

#### 2) 確保の内容

(単位:人)	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
認定こども園	30	163	24	149	0	0	0	0	0	0
保育所	5	10	5	10	0	0	0	0	0	0
地域型保育事業	50	91	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	85	264	29	159	0	0	0	0	0	0

※上記数値は、各年度における整備量(年度毎の増加数)

(参考)H26年度3号認定定員(0歳:86人、1・2歳:706人)

(再掲) 教育・保育の確保方策のまとめ

【確保の内容】

(単位:人)	1年目 H27年度		2年目 H28年度		3年目 H29年度		4年目 H30年度		5年目 H31年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所		15		15		0		0		0
合計	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0

(単位:人)	1年目 H27年度		2年目 H28年度		3年目 H29年度		4年目 H30年度		5年目 H31年度	
	3号		3号		3号		3号		3号	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
認定こども園	30	163	24	149	0	0	0	0	0	0
保育所	5	10	5	10	0	0	0	0	0	0
地域型保育事業	50	91	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	85	264	29	159	0	0	0	0	0	0

※上記数値は、各年度における整備量（年度毎の増加数）

（参考）【1号定員】H26年度定員：2,725人

（参考）【2号定員】H26年度定員：1,188人

（参考）【3号定員】H26年度定員：0歳：86人、1・2歳：706人

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆国から「事業実施要綱」は示されているものの、事業の在り方の詳細等については現在検討中となっているため、今後詳細が示された段階であらためて検討することとし、現時点では「平成27年度は市内1ヶ所、平成28年から市内2ヶ所」として設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（か所）	1	2	2	2	2
確保方策（か所）	1	2	2	2	2

##### 2) 確保の内容

- ◆「特定型（主として行政機関の窓口等を活用）」にて実施予定。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、幼稚園の子育て支援事業や市単独事業を含め、計 31 か所で実施し、年間の延べ利用人数は 32,760 人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも上回っている状況ですが、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (人回)	40,620	40,020	39,204	38,496	37,848
確保方策 (人回、か所)	40,620 31 か所	40,020 31 か所	39,204 31 か所	38,496 31 か所	37,848 31 か所

### 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応します。

## (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、妊婦届出件数 1,020 件に対し、14 回目までの受診率は 85% となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、各年の 0 歳児の人口推計を勘案し、妊娠届出数を 1,000 人として設定します。

## 2) 量の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
”（健診回数）	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
確保方策	実施場所：国内の病院、診療所、助産所（うち市内実施場所 5 施設） 検査項目：①基本的検査（問診ほか：毎回）②医学的検査（血液検査ほか：適時） 実施時期：通年実施				

## （4）乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、新生児数 1,020 人に対し、訪問件数は 1,015 件（99.5%）となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、各年の 0 歳児の人口推計により設定します。

## 2) 量の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人）	965	945	929	913	897
確保方策	実施体制：80 人 実施機関：市保健センター				

## (5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、訪問件数は 501 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、過去 5 年間（H21～25）の実績の平均にて設定します。

### 2) 量の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人）	650	650	650	650	650
確保方策	実施体制：20 人 実施機関：子育て相談センター及び市保健センター				

## (5) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

⇒ 事業の詳細については、P.O参照



## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、1 か所で実施（ショートステイ事業）し、年間の延べ利用件数は 14 件となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており年間の延べ利用件数は約 400 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、過去 5 年間（H21～25）の実績の平均にて設定します。

### 2) 量の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み（人日）	35	35	35	35	35
確保の内容（人日、か所）	35 1 か所	35 1 か所	35 1 か所	35 1 か所	35 1 か所

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 26 年度 5 月末現在の会員数の内訳は、利用会員が 262 人、サポート会員が 94 人、両方会員が 29 人です。
- ◆平成 25 年度の実績は、年間の活動件数が 1,366 件となっており、そのうち主な利用は、保育施設等の送迎が 661 件（48.4%）、保護者等が就労の際の預かりが 202 件（14.8%）、子どもの習い事等の送迎が 181 件（13.3%）となっています。また、病気の子どもの預かりについては、3 件（0.2%）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており、就学後の利用では年間の延べ利用件数は約 6,000 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、会員数や利用実績数の伸び率を勘案し、現状の利用量から各年度 500 件ずつ増加することを見込み設定します。  
【就学後の利用は 15%程度（子どもの習い事等の送迎 13.3%、学校行事の際の預かり 1.9%）にて設定】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
確保方策(人日)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	1,700	2,125	2,550	2,975	3,400
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	-	-	-	-	-
	子育て援助活動支援事業 (就学後)	300	375	450	525	600

### 2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応します。病児・緊急対応強化事業については、実施に向けて検討します。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

### 1) 量の見込みの算出根拠

#### ①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

- ◆平成 25 年度の幼稚園の入園児数は 1,704 人で、幼稚園における預かり保育の年間の延べ利用件数は、52,516 件（1 人あたり年間平均 31 日の利用）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており、1 号及び 2 号合計の年間の延べ利用件数は約 190,000 件となっています。
- ◆1 号による預かり保育の利用は、幼稚園・認定こども園の 1 号の量の見込み（P.6）に対し、1 人あたり年間平均 31 日の利用とし設定します。2 号による利用は、認定こども園の給付によって対応します。

#### ②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

- ◆平成 25 年度の保育園で実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は、年間の延べ利用件数約 2,820 件（保育園 1,782 件、ファミリー・サポート・センター 1,038 件）となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも大きく上回っており、年間の延べ利用件数は約 38,000 件となっています。
- ◆一時預かり事業（在園児対象型を除く）については、平成 25 年度の利用実績より、家庭で保育している児童（教育・保育施設を利用していない児童）に対し、1 人あたり年間 0.8 件程度の利用として設定します。
- ◆子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）についてはファミリー・サポート・センター全体の活動件数（P--）の 85%程度の利用を量の見込みとして設定します。

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)	1号による利用	55,397	55,087	53,506	52,607	51,801
	2号による利用					
確保方策(人日)	在園児対象型	55,397	55,087	53,506	52,607	51,801

②【一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		2,693	2,983	3,268	3,556	3,847
確保方策(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,398	1,373	1,343	1,316	1,292
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	1,700	2,125	2,550	2,975	3,400
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	-	-	-	-	-

2) 確保の内容

- ◆今後も同規模で事業を実施することでニーズに対応します。

**(9) 延長保育事業**

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、年間の実利用人数が 43 人となっています。
- ◆ニーズ調査による利用意向は現在の利用よりも上回っている状況ですが、ニーズ量に対する量の見込みを設定します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	303	300	293	287	283
確保の内容(人、か所)	303 12 か所	300 13 か所	293 13 か所	287 13 か所	283 13 か所

2) 量の見込みと確保の内容

- ◆平成 28 年度より実施箇所を増加したうえでニーズに対応します。

## (10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆平成 25 年度の実績は、病後児保育事業を 2 か所で実施し、2 か所合計の年間の延べ利用件数は 41 件となっています。(病児保育事業は未実施)
- ◆「作業の手引き」により算出された「量の見込み」から、ニーズ調査《問 9》のうち「日常的・緊急時に祖父母等にみてもらえる」と回答した割合(81.2%)に相当する人日を控除して設定します。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		920	910	890	870	860
確保方策(人日)	病児保育事業	920	910	890	870	860
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	-	-	-	-	-

### 2) 量の見込みと確保の内容

- ◆病児保育事業については、市内 2 か所での実施に向けて、関係者と調整します。

## (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 1) 量の見込みの算出根拠

- ◆放課後児童クラブを所管する生涯学習課において、ニーズ調査とは別に実施した利用実態調査に基づく児童数の見込みにより設定します。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
低学年	①量の見込み(人)	944	944	942	930	934
	②確保方策(人)	910	950	950	950	950
高学年	①量の見込み(人)	513	494	467	469	467
	②確保方策(人)	510	500	500	500	500
合計	①量の見込み(人)	1,457	1,438	1,409	1,399	1,401
	②確保方策(人)	1,420	1,450	1,450	1,450	1,450

### 2) 確保の内容

- ◆公設民営児童クラブについて、利用希望者数にあった児童クラブの整備を進めます。  
民設民営の児童クラブに対して運営費補助金の継続実施を行います。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

## 4 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることのできる認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行がしやすくなり、さらなる普及が図られます。

本市では、平成25年6月に策定した「那須塩原市保育園整備計画（後期計画）」において、入園待ち児童の解消に向けた重点施策のひとつとして、「私立幼稚園の認定こども園移行の促進」を推進していることから、整備計画の進捗状況を検証し、ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に移行促進を図っていきます。

### (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士等の合同研修への支援など、子どもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業実施への支援を図っていきます。

### (3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整、連携、協働の体制を整えていきます。

## 5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

近年の経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、共働き家庭が増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

また、現在、0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況がみられます。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた、子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、保護者が産後休業及び育児休業後の希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に施設整備等の事業の推進に努めます。



## 第6章 計画の推進体制と進捗管理

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、自ら果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるためのさまざまな施策を、計画的・総合的に推進します。

また、社会情勢や市民ニーズへの確かつ柔軟な対応ができるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 2 計画の点検・評価などの進捗管理

那須塩原市子ども・子育て会議において、各年度、計画に基づく施策の実施状況について、点検・評価を行います。また、結果についてホームページや広報紙などにより市民へ周知し、計画の推進や見直しに反映させていきます。

---

那須塩原市  
子ども・子育て未来プラン（仮称）

平成 27 年 3 月発行

発 行 那須塩原市

編 集 那須塩原市 保健福祉部 子ども課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108-2

TEL 0287-62-7042 FAX 0287-63-8911

市ホームページ <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

---